

一浜田島は残置申候間、重而三つにわけ可申候

一吉左衛門下人下女五兵衛・三たけ・やく

一源六下人下女、源四郎・八ちよ・ちほ

一金藏下人下女太郎・きくま・きく

一かいし内壱束、わん壱束、つほさら、ひらさら十つゝ

吉左衛門分

一あかりこ壱束、わん壱束、白皿十 源六分

一おしき壱束、ゑわん壱束、白皿五つ、すゝ壱対、かな

金藏分

一うし其外諸道具三つにわけ可申候

一来ル八月ニ浦座敷ヲこわし隠居可被成候

一金藏わけ口之分少も不殘源六預り申明白実正也、金

藏廿五才ニ罷成候ハ、無相違相渡し可申候、就其金

藏儀は源六方ニて成人させ可申儀候へとも、皆々之談

合ニテ、吉左衛門方御養候ハ可然与存候故如此候、き

つけハ似合にしてさせ可申候、金藏口上之儀ハ五兵衛。

一源六方ニてくわせ可申候

右田地之儀ニ付何角と御座候処ニ、芦屋・打出親類共立
(合)相談以右之通相定申候、此儀ニ付子々孫々至迄少も
違乱申間敷候、若違乱之輩於在之は、此加判之衆罷出、
体面通急度相済可申候、為後日証文仍如件

正保五年

子ノ三月五日

あしや村

源六分

加兵衛印

長左衛門印

源左衛門印

忠左衛門印

弥兵衛印

仁左衛門印

打出

長兵衛(花押)

嘉左衛門(花押)

あしや

吉左衛門殿參

第四篇 近代篇

1 行財政

【兵庫県六四区制】「兵庫県史料」明治四年(一八七二)八月

〔明治四年八月〕此月遂ニ管内ノ区画ヲ定ム、總テ六十四区々毎ニ戸長毫員ヲ置ク、只神戸・兵庫・西宮ハ戸長ノ外副戸長式員ヲ置ク、其区画左ノ如シ

(中略)

第十八区(摂津国菟原郡)

戸長 一人

魚崎村 橫屋村 西青木村 青木村 田中村

中野村 深江村 芦屋村 打出村

拾八区ヨリ第貳拾弐区ニ置キ、川辺郡ヲ第貳拾三区ヨリ第三拾九区ニ置キ、有馬郡ヲ第四拾区ヨリ第五拾区ニ置ク、總計分区五拾トス

(中略)

第拾四区

菟原郡小野新田外拾四箇村

戸長 壱人

第拾五区

菟原郡森村外拾五箇村

戸長 壱人

第拾六区

菟原郡郡家村外九箇村

戸長 壱人

第拾七区

菟原郡田辺村外拾箇村

戸長 壱人

【兵庫県五〇区制】「兵庫県史料」明治五年(一八七二)二月

〔明治五年一月〕此月三田・尼ヶ崎諸廃県ノ地ヲ併セ、更ニ区画ヲ定ム、

兩港及ヒ接近郡村第一区ヨリ第十三区ニ至ル迄ハ故ノ如シ、菟原郡ヲ第拾四区ヨリ第拾七区ニ置キ、武庫郡ヲ第

【兵庫県一九区制】「兵庫県布達」明治五年(一八七二)八月

当県第百四十二号

今般從前之区組ヲ更ニ別紙之通改定シ、一区ヘ一員ノ区長ヲ置キ其区内ヲ總轄セシメ候間、家格ヲ不レ論人望才

力有^レ之用弁相成候者、村々戸長副戸長并小前ノ内重立

候者ヨリ公攝入札致シ從来年番戸長取纏、來ル廿五日迄

無^レ相違戸籍掛へ可^レ差出^レ者也

壬申八月

(中略)

從來十六区改定

第六区

兵庫県

明治八年
二月

摂津国兎原郡三条村用費及回銖其外取調書

摂津国兎原郡三条村

此訛

兎原郡
郡家村 住吉村 野崎村
岡本村 田中村 橫屋村
魚崎村 西青木村 東青木村
青木村 田辺村 北畠村
小路村 中野村 深江村
津知村 三条村 蘆屋村

村用民費

一金百三拾七円四拾五錢六厘三毛

右取立方

六円拾七錢五厘 戸長増谷茂兵衛給米壹石九斗代二
戶長方ニ而壹ヶ年分諸勘定入用二
御座候

外村江龍出給料二御座候

廿式錢七厘五毛 副戸長小橋喜平治給米七升代二御

村方入用紙墨筆代共壹ヶ年分ニ御

三円廿錢

上木料二相納申候并ニ飛脚貢共ニ

壹円三拾錢

副戸長什長村方御用ニ而御役所并

五拾錢

村方蠟燭代、壹ヶ年分ニ御座候

三円廿錢

村方入用紙墨筆代共壹ヶ年分ニ御

五拾錢

上木料二相納申候并ニ飛脚貢共ニ

三円

御座候

三円

組合諸入用払ニ御座候

武円

戸籍入用御座候

七円八拾七錢

番人給料、壹ヶ年分ニ御座候

五厘

御林番給料、村費ニ御座候

三円八拾四錢

寺諸入用ニ御座候、壹ヶ年分

寺此米料ニ付壹ヶ年分ニ御座候

壹円四拾七錢

芦屋川一ノ井手普請入用ニ御座候

九拾錢

宇兵衛入費ニ御座候

壹円三拾三錢武厘

県厅高掛^レ入用御座候

武円九拾武錢

御国役米年壹ヶ年分上納ニ御座候

送 簿 証 文
明治六年(一八七三)五月
五味清一家文書

廿七円七拾武錢

学校入用壹ヶ年分ニ御座候

兵庫県管下
摂津国川辺郡山原村

末吉勇藏

当六拾六才

長男

猪之助

当廿武才

次男

倉次郎

当十九才

父三人

【戸籍總計等取調書写】五味清一家文書
明治七年(一八七四)二月

戸籍總計
出生死亡
寄生死亡
留業
職業
取調書上寫

右之者共此度其御村方ヒタリ八良兵衛殿方江危介ニ引越

度旨申出候ニ付、任其意ニ当村人籍相除申候間、以来其

御村方人籍ニ御加入可被成下候、尤当村ニ於テ聊モ申分

無御座候、依之送籍證如件

明治六年五月

右村

副戸長 脇田文右衛門

戸長 前西忠左衛門

同御管轄

同國免原郡三条村

御戸長中

内 借家式軒

一華族

無御座候 同家族

無御座候

一士族

無御座候 同家族

無御座候

一卒

無御座候 同家族

無御座候

一僧

壱人 同家族

無御座候

一尼

無御座候 同弟子

無御座候

一旧神官

無御座候 家族

無御座候

平民三拾四人

家族百拾人

男三拾九人

女七拾一人

弟子無御座候

女武人

十一月死人

無御座候

十二月一日 病死 青木嘉右衛門

祖母 さと

八十才一ヶ月

総計男老人女老人

出生取調書

寄留出生死人

明治六年一月迄出生人無御座候

一官員

無御座候

神官

無御座候

兵隊

無御座候

從者

無御座候

皇學

無御座候

支那学

無御座候

英学

無御座候

仏学

無御座候

医術

無御座候

算術

無御座候

農

無御座候

工 無御座候 商 無御座候
無御座候 雇人 無御座候

人員總計百五人

内男六拾老人

女四拾四人

右之通相違無御座候、以上

明治七年

一月

兵庫県令 神田孝平殿 戸長
五味六兵衛

滿二十才ノ者算例

【徵兵適齡者調査】五味清一家文書 明治六年(一八七三)八月

徵兵之儀ニ付本年四月中相違置候處、取調之次第モ有之
候条、別紙之通至急取調、来ル十五日限り可差出者也

但迅速取調出来候向モ期限ヲ不待、至急可差出事

明治六年八月一日

兵庫県令 神田孝平

一滿十七歳之者并滿十八歳以上四十歳以下之者共、本年
四月相違置候難形之通取調、各員各面上ニ出生ノ年月

嘉永五壬子年十二月三日出生ノ者ハ満二十一年ニ付
同年二同月四日出生ノ者ハ二十年ト十一ヶ月ニ付
除之
日ニ付、満二十才ノ部ニ加フ
嘉永六癸丑年十二月四日出生ノ者ハ満十九年ト十一
月三十九日ニ付除之
但嘉永五壬子年十二月四日ヨリ同六癸丑年十二月三
日迄ノ間ニ出生ノ者、乃チ本年十二月中迄満二十一年

相当ト見做スヘシ

満十七才并十八才以上四十才以下ノ者、計算モ推シ

テ知ルヘシ

別紙之通御達有之候ニ付、御通達申上候間、御取調之上
者無共、明後五日限り調書御遣し可被成候、尤至急之儀
候間、日限無相違御遣し被下度、此廻章早々御順達留リ
御村々御返脚有之度候也

八月三日 区長 川端新治郎

追而廻状無違御廻達可被下候

但し村役人附添之儀ハ便宜ニ寄、両三ヶ村も相兼候毫

人罷出候而も不苦候事

明治六年 八月廿八日

兵庫県徵兵掛

【徵兵検査通達】五味清一家文書 明治六年(一八七三)八月

徵兵年齢相当之者実檢之ため出張候条、明三十日午前第一
九時左記之者共区内便宜之場所へ無淺召集置候様可被取
計者也

但し村役人附添之儀ハ便宜ニ寄、両三ヶ村も相兼候毫

人罷出候而も不苦候事

明治六年 八月廿八日

| |
|---|
| 【議事役願書上】 <small>五味清一家文書 明治七年(一八七四)二月 (表紙)</small> |
| 明治七年 第二月 |
| 議事役願書上 |
| 兎原郡第六区 三条村 |

日記戴可差出、尤徵兵令第三章中第二条・第三条免役
規則ニ適スル者ハ、夫々篤取調ヘ、箇条書相添可差
出事

一満二十歳之者モ十七才之者届書難形ト同様取調ヘ可差
出、尤徵兵令第三章中免役規則ニ適スル者ハ、前同様
箇条書相添可差出候事

兎原郡第六区

三条村

兵庫県令
神田孝平殿

議事役之者

小坂作兵衛

左八郎兵衛

山本弥三右衛門

青木四郎兵衛

五味五兵衛

松本吉右衛門

中嶋利右衛門

青木善右衛門

井田伊左衛門

増谷茂兵衛

小橋七郎兵衛

〆拾老人

右村副戸長

五味六兵衛

右之通取極候間此段御届申上候也

明治七年第二月

【戸長配置法改定】〔兵庫県布達〕明治十三年（一八八〇）六月
甲第八十四号
戸長配置法左ノ通改定候条、來ル七月一日ヨリ施行可致、
此旨布達候事
明治十三年六月二日
兵庫県令 森岡昌純

第一条 每町村ニ戸長各一員又ハ數町村ニ一員ヲ置クコ
トヲ得ルト雖ドモ、之レカ区域狹少ナルトキハ、限ア
ル地方税ヲ以其費支ユルヲ得ス、宜シク上下ノ便益
ヲ熟視シ、第二条・第三条ニ照拠シ戸長ヲ置クモノト
ス

第二条 市街ハ戸数千戸以上三千戸、村落八戸数三百戸
以上六百戸迄ヲ標準トシ、一町村乃至數町村ニ戸長一
員ヲ置クヲ本旨トスト雖モ、地理人情ノ如何ヲ斟酌シ
其聯合区域ヲ広ムルハ妨ケナキモノトス

第三条 村落三百戸未満ノ町村ニ戸長一員ヲ置カサルモ

（中略）

ノトスト雖、山間僻地ニ散在シ他ニ聯合シ難キ町村ニ

限り、特ニ戸長ヲ置クコトアルヘシ

第四条 戸長以下給料及職務取扱諸費ハ、其受理町村ノ
人口反別ニ應シ、之レカ額ヲ定メ其戸長役場ニ配付ス

ルモノトス、但戸長ニ隸屬セル用掛ハ其役場ニ在勤ス
ヘキ勿論ナリト雖、或ハ便利上常ニ受理町村ニ派遣シ
戸長ノ職務ヲ査理セシムルモ妨ケナキモノトス

第五条 戸長給料ハ左ノ制限ニ隨ヒ、県厅ニ於テ査定シ
之レヲ支給スルモノトス

金拾五円 金拾貳円 金拾円 金九円

金八円 金七円 金六円 金五円

戸長更正之儀ニ付再願

- 589 -

【戸長更正之儀ニ付再願】〔兵庫県布達〕明治十四年（一八八一）十月

第九戸長役場 位置 深江村
蘆屋村 津知村
所轄 三条村 深江村 合五ヶ村
森村

第十戸長役場 位置 打出村

所轄 打出村

兎原郡

北畠村

中野村

小路村

東森村

三条村

【聯合町村制戸長配置区域】〔兵庫県布達〕明治十三年（一八八〇）九月
戸長配置区域ノ義実施ノ都合ニヨリ各郡区限り相違置候
處、今般管内一般別冊ノ通相定候条、此旨更ニ布達候事
明治十三年九月九日 兵庫県令 森岡昌純

津知村

中野村惣代

高橋安左衛門

近代篇

右七ヶ村聯合戸長役場更正之儀、返ル七月三十一日附
ヲ以テ願上候処、同八月廿九日付ニテ願之通、御聞届ノ

御指令御下付相成、依之村々右投票差出シ済ニ際シ候得
共、這般右七ヶ村ノ実況ヲ愚昧ナカラモ思想スルニ、到

底平隱ニハ相運ハザル様相考ラレ候条、依之右七ヶ村ノ
内三条村・東森村・中野村・津知村之レ四ヶ村ヲ聯合シ、

戸長配置スレハ大ニ民ニ適スル処ト再熟議相成候条、依
テハ甚々恐縮之至リニ奉存候得共、曩キノ情願書御取消
シ、本文四ヶ村分離シ聯合戸長配置之儀厚ク御調察ヲ以

テ、右情願之通御許容相成度比段奉懇願候也

右

三条村惣代

青木四郎兵衛

丙第拾四号

戸長役場区域別冊之通相定メ、本年七月一日ヨリ実施候

条此旨布達候事

明治十四年十月一日
明治十六年六月一日
兵庫県令 森岡昌純殿

五味六兵衛

明治十六年六月一日

兵庫県令 森岡昌純

各郡

東森村惣代

松本太兵衛

兵庫県令

久保平兵衛

各郡

兔原郡

(中略)

明治十四年十月一日

兵庫県令 森岡昌純

久保平兵衛

各郡

事務報告

大正二年中本村役場ニ於テ取扱ヒタル事務ノ概要左ノ如シ

| 現在 卅年十二月 | 男 | | | 女 | | | 合計 | | | 現在 總戸主數 |
|-------------|------|---|---|---|---|---|----|---|---|------------|
| | 茶屋芦屋 | 打 | 出 | 津 | 芦 | 条 | 知 | 哭 | 呪 | |
| | 一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 二十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 廿九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 三十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 卅九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 四十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 五十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 六十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 七十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 八十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十二 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十三 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十四 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十五 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十六 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十七 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十八 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 九十九 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 一百 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 一百零一 | 六 | 一 | 二 | 七 | 三 | 三 | 一 | 二 | 八六 |
| | 一百零二 | 六 | 一 | 二 | | | | | | |

大正三年二月廿七日提出

精道村長 大利平吉

近 代 篇

恩賜金寄附金杯有賄產編刀】大正七年(一九一八)九月

積全漁日水其乘馬車
牛中中小車本車車
馬形揚挽他曰白曰白
車船船船曰白用馬
營立頭一
車車車車車車車
二九八〇六〇一
三七三〇〇〇〇〇〇
三三一合共一
石圓三三一合共
六個四六二二〇〇〇〇

今般賑恤ノ恩召ヲ以テ、金參百九円御下賜相成、謹テ之ヲ拝載シ其内窮民ニ伝達シタル剰余金貳百円ハ、之ヲ村有財産ニ編入シ、賑恤救済ノ資ニ充ツルモノトス

仲代代漁遊料飲湯理工商
芸理食屋髮
立理書師屋店
業業業業匠業業業業業業
○○○○○○○二〇一二四
一〇〇〇〇〇〇〇二〇三
〇一一四一二七三三四元三

右金員村有財産ニ編入シ賑恤救済ノ資ニ充ツルモノトス
大正七年九月十四日提出

精道村長 猿丸又左衛門

【昭和八年精道村事務報告書】「精道村議会議事録」
昭和九年(一九三四年)二月

千七百九拾七件ニ比シ、実ニ壹千六拾六件ヲ増加セリ、
而シテ事務ノ取扱ハ公平且ツ懇切ヲ旨トシ、一面事務ノ
簡捷処理ノ敏活ヲ期スルト共ニ万遺漏ナカラシムルコト
ニ注意セリ、幸ニ吏員ハ和衷協同克ク職務ニ精励シ、能
率ノ向上ニ努力シツ、アリ

10

昭和八年兵庫県武庫
精道村事務報告書

八十一件（中略）

第三 産業

一 農業

昭和八年中本村役場ニ於テ取扱ヒタル事務ノ相手人一
シ

村勢ノ發展ト時代ノ進運ニ伴ヒ、事務ハ益々複雜多岐ニ而モ繁劇ヲ加フルニ至レリ、今當年中取扱ヒタル文書ノ

1 行財易

1 行財政

農業戸数百二十二戸

塗料(ペイント) 脱脂綿 理髪櫛

陶器(打出焼) 西洋剃刀 清涼飲料水

農産物

三水産業ハ著シク発達セス、其ノ戸数及産額左ノ如シ

| 種類 | 数量(石) | 価格(円) |
|----|-------|-------|
| 米 | 一、三三 | 三〇、六六 |
| 麦 | 一、四三 | 一、四〇 |
| 蔬 | 一、一 | 一、一 |
| 菜 | 一、一 | 一、一 |
| 其 | 一、一 | 一、一 |
| 他 | 一、一 | 一、一 |
| 計 | 三、〇九 | 三、〇九 |

戸数 一六戸

漁獲高 一四、〇六一円

水産製造高 八、二七五円

| 種類 | 数量(石) | 価格(円) |
|-----|---------|---------|
| 農産物 | 一、一 | 一、一 |
| 他 | 一、一 | 一、一 |
| 計 | 二二、三三六円 | 二二、三三六円 |

四耕地整理及土地区画整理

自作地 十六町三反
小作地 八十二町五反
休閑地(主トシテ住宅經營ノ為) 百三町一反
計 二百一町九反

第四組合、第八組合 第九組合、第一一組合 第一〇組合
等塚組合、金塚組合 工事完了換地処分中
工事完了残務整理中

工事完了換地処分中
工事並事業完了

二商業(主トシテ小売業)ハ前年ニ比シ二十一戸ヲ増

一技手二名・修路工夫三名ヲシテ村内ヲ巡回セシメ、道

係上著シク発展セス、其ノ戸数左ノ如シ
商業 九一 工業 六〇

工事完了換地処分中

工事完了換地処分中

一芦屋字奥山道路改良工事(県道)
一打出字西ノ口道路修繕工事
一芦屋字西新田芦屋遊園地改築工事
一津知字六条三条字小里道路修繕工事

一技手二名・修路工夫三名ヲシテ村内ヲ巡回セシメ、道
路・橋梁・溝渠・河岸・堤防・公園等ノ維持修繕ヲ施
行スルト共ニ、嘱託技師技手二名ヲシテ上下水道ノ施

二重要ナル工産物左ノ如シ

設三閑スル諸調査ヲ行シメツ、アリ

二本年ニ於ケル重要ナル土木事業左ノ如シ

一打出字浜吳川道路修繕工事

一芦屋字奥山道路改良工事(県道)

一打出字西ノ口道路修繕工事

一芦屋字西新田芦屋遊園地改築工事

一津知字六条三条字小里道路修繕工事

一芦屋字御所ノ内打出字御所谷道路修繕工事

第五 社寺・宗教

二年未ニ於ケル職員及児童学級數左ノ如シ

一年末ニ於ケル社寺及教会所左ノ如シ

学校名 正教員 専任教員 代用 教員 教員 教員 高等科 勉強科 児童 勉強科 児童 勉強科 常科 計 学級數

一神社 村社四(内幣帛供進指定式) 無格社一 計五

小学校 小学校 宮川 小学校 計

二仏寺 真宗三 净土宗二

小学校 計

三教会所 神道一 仏教六 天理教四

小学校 計

金光教一 基督教二

小学校 計

第六 学事

小学校 計

一本村ハ累年人口激増、從ツテ学童モ増加シ、精道・

(注) 校長ヲ含ム

宮川ノ二校ニテハ収容不可能トナリ、昭和七年七月

三年末ニ於ケル出席歩合左ノ如シ

百人中男九二、七〇 女九二、六一 平均九一、六五

二実業補習学校

一年末ニ於ケル職員生徒左ノ如シ

校長一 教諭一 助教諭五(欠員二名) 計七

生徒一一九 内男九七 女二二

年内ニ焼却シタル塵芥数量及搬出シタル残灰量左ノ如シ

シ

塵芥三、七九〇、八〇〇匁 灰一、〇八一、九八〇匁

三青年訓練所

一年末ニ於ケル職員及訓練生左ノ如シ

主任一 指導員七 計八 訓練生一二二

四幼稚園

一年末ニ於ケル職員及園児左ノ如シ

園長一(保姆兼任) 保母三 計四

園児七九 内男三三 女四六 組數三

第五衛生

第六衛生

第七衛生

第八衛生

第九衛生

第十衛生

第十一衛生

第十二衛生

第十三衛生

第十四衛生

第十五衛生

第十六衛生

第十七衛生

第十八衛生

第十九衛生

第二十衛生

第二十一衛生

第二十二衛生

第二十三衛生

第二十四衛生

第二十五衛生

第二十六衛生

第二十七衛生

第二十八衛生

第二十九衛生

第三十衛生

第三十一衛生

第三十二衛生

第三十三衛生

第三十四衛生

第三十五衛生

第三十六衛生

第三十七衛生

第三十八衛生

第三十九衛生

第四十衛生

第四十一衛生

第四十二衛生

第四十三衛生

第四十四衛生

第四十五衛生

第四十六衛生

第四十七衛生

第四十八衛生

第四十九衛生

第五十衛生

第五十一衛生

第五十二衛生

第五十三衛生

第五十四衛生

第五十五衛生

第五十六衛生

第五十七衛生

第五十八衛生

第五十九衛生

第六十衛生

第六十一衛生

第六十二衛生

第六十三衛生

第六十四衛生

第六十五衛生

第六十六衛生

第六十七衛生

第六十八衛生

第六十九衛生

第七十衛生

第七十一衛生

第七十二衛生

第七十三衛生

第七十四衛生

第七十五衛生

第七十六衛生

第七十七衛生

第七十八衛生

第七十九衛生

第八十衛生

第八十一衛生

第八十二衛生

第八十三衛生

第八十四衛生

第八十五衛生

第八十六衛生

第八十七衛生

第八十八衛生

第八十九衛生

第九十衛生

第九十一衛生

第九十二衛生

第九十三衛生

第九十四衛生

第九十五衛生

第九十六衛生

第九十七衛生

第九十八衛生

第九十九衛生

第一百衛生

第一百零一衛生

第一百零二衛生

第一百零三衛生

第一百零四衛生

第一百零五衛生

第一百零六衛生

第一百零七衛生

第一百零八衛生

第一百零九衛生

第一百一十衛生

第一百一十一衛生

第一百一十二衛生

第一百一十三衛生

第一百一十四衛生

第一百一十五衛生

第一百一十六衛生

第一百一十七衛生

第一百一十八衛生

第一百一十九衛生

第一百二十衛生

第一百二十一衛生

第一百二十二衛生

第一百二十三衛生

第一百二十四衛生

第一百二十五衛生

第一百二十六衛生

第一百二十七衛生

第一百二十八衛生

第一百二十九衛生

第一百三十衛生

第一百三十一衛生

第一百三十二衛生

第一百三十三衛生

第一百三十四衛生

第一百三十五衛生

第一百三十六衛生

第一百三十七衛生

第一百三十八衛生

第一百三十九衛生

第一百四十衛生

第一百四十一衛生

第一百四十二衛生

第一百四十三衛生

第一百四十四衛生

第一百四十五衛生

第一百四十六衛生

第一百四十七衛生

第一百四十八衛生

第一百四十九衛生

第一百五十衛生

第一百五十一衛生

第一百五十二衛生

第一百五十三衛生

第一百五十四衛生

第一百五十五衛生

第一百五十六衛生

第一百五十七衛生

第一百五十八衛生

第一百五十九衛生

第一百六十衛生

第一百六十一衛生

第一百六十二衛生

第一百六十三衛生

第一百六十四衛生

第一百六十五衛生

第一百六十六衛生

第一百六十七衛生

第一百六十八衛生

第一百六十九衛生

第一百七十衛生

第一百七十一衛生

第一百七十二衛生

第一百七十三衛生

第一百七十四衛生

第一百七十五衛生

第一百七十六衛生

第一百七十七衛生

第一百七十八衛生

第一百七十九衛生

第一百八十衛生

第一百八十一衛生

第一百八十二衛生

第一百八十三衛生

第一百八十四衛生

第一百八十五衛生

第一百八十六衛生

第一百八十七衛生

第一百八十八衛生

第一百八十九衛生

第一百九十衛生

第一百九十一衛生

第一百九十二衛生

第一百九十三衛生

第一百九十四衛生

第一百九十五衛生

第一百九十六衛生

第一百九十七衛生

第一百九十八衛生

第一百九十九衛生

第一百二十衛生

第一百二十一衛生

第一百二十二衛生

第一百二十三衛生

第一百二十四衛生

第一百二十五衛生

第一百二十六衛生

第一百二十七衛生

第一百二十八衛生

第一百二十九衛生

第一百三十衛生

第一百三十一衛生

第一百三十二衛生

第一百三十三衛生

第一百三十四衛生

第一百三十五衛生

第一百三十六衛生

第一百三十七衛生

第一百三十八衛生

【西宮都市地域編入反対】〔神戸又新日報〕昭和二年（一九三七）七月

西宮都市地域編入に精道村丈けは反対

昨日四度目の村委会で態度決定

県の出方を一般に注目

義に県当局から諮問を發せられた西宮都市計画地域決定の件に就てはそれゞゝ関係町村で異議なき旨の答申を為しつゝあるが、独り精道村のみは反対氣分が頗る濃厚で

既に三回迄も村委会を開き、県都計課から小野技師が出張して説明を加ふるなど多方手を尽して反対派の説服に当

る処あり、一日正午から四度村委会を招集して最後の採決を行ふた結果、出席議員十六名中大多数を以て遂に左の如き反対答申を通過し、二日早速県に其の手続きを執る事となつた。

本村の現状並に将来に鑑み本案に反対す
反対の理由に就いて聞くに

精道村は他の各町村と異り耕地整理其他道路の改修等全く竣工してゐるので、若し都計地域に編入せられて

道路の買収其他の負担を命ぜられては甚だ困る、精道村は独立してやつて行けるから今更他の御厄介になる必要はない

と云ふに在るもので飽迄も天下の芦屋を以て誇りとして決議如何に拘らず県としては其の有する権力に依つて強制的に編入を命ずる事が出来るから、今後県の態度は相當注目せられてゐる

（二日付）

【市制施行上申ニ至ル迄ノ経過報告】〔市制施行ニ閣スル綱〕昭和十四年（一九三九）

本村ニ市制施行ノ件ハ多年ノ宿望ニシテ、村委会ニ於テモ屢々問題トナリ、先ツ之カ前提トシテ現在ノ複雑ナル字名ヲ整理シテ町名ニ改正スベク、昭和九年四月一日精道村字名改称委員設置規程ト共ニ村委会議員・官公衛長等十二名ヲ委員トシ、數度ノ会合ヲ重ネテ大体之カ完了ヲ見ルニ至リ、実施ノ時期至ルヲ待チタル処、愈々其ノ機

運熱シ、昭和十三年二月自治改良調査委員ヲ設置シ、其ノ後數回ニ亘リ最近市制ヲ施行シタル都市ヲ視察スル等調査研究シタル結果、其ノ急速ニ実施スルハ要ヲ認ムルモ、将来ノ大計ノ為ニハ隣接シテ各種ノ事情ヲ同ジクシ、且ツ古来ヨリ密接ナル関係ヲ有スル本庄村及本山村ヲ合併スルヲ可ナリトノ見地ヨリ、兩村ニ對シ其ノ意ヲ通シタルニ、之ニ賛意ヲ表スモノ多ク、具体的ニ接衝セントシタル折柄、昭和十三年七月五日ノ大水害ニ依リ、一時中絶ノ止ムナキニ至レリ

然ルニ昭和十四年三月頃突如精道村以西御影町ニ至ル、所謂武庫郡西部六ヶ町村ヲ合併シテ市制施行ヲ提議サレタルニ付、本村ニ於テモ反対スヘキニアラストシ、進シテ之ニ参加シ各町村共委員ヲ挙ゲテ之カ利害得失其ノ他ニ付調査研究スルコトトシ、其ノ後会合ヲ重ヌル所アリシモ、余リニ事ノ重大ナル各町村夫レヽ事情ヲ異ニスル為メ、之カ合併ノ不可能ナルヲ見究メタルニ依リ、本村トシテハ從來ノ經緯モアリ、又紀元二千六百年ノ記念事業トシテ、一般ノ要望セル実状ニ鑑ミ、関係各町村

ニ其諒解ヲ求メ、且ツ本庄・本山西村ノ合併ハ将来ノ問題トシテ、此際ハ本村単獨ニテ施行スヘク意見ノ一致ヲ見タルニ依リ、昭和十四年十一月十八日ノ村委会ニ於テ、市制施行上申ニ閣スル件ヲ満場一致ヲ以テ議決セリ

【市制施行理由書】〔市制施行ニ閣スル綱〕昭和十四年（一九三九）

市制施行理由書
本村ハ兵庫県ノ東南部、大阪・神戸二大都市ノ中間ニ位シ、東ハ西宮市、西ハ武庫郡本山村・本庄村ニ接シ、南ハ茅渟海ヲ隔テ紀州半島ニ相対ス、北ハ六甲ノ連峯ヲ以テ有馬郡ニ境ス、北緯三十四度四十四分、東經百三十五度十九分ニ位置シ、面積一、〇二三方里、概不傾斜地ニシテ高級住宅地、所謂田園都市・文化都市「芦屋」トシテ国内ハ固ヨリ、遠ク海外迄知ラル所ナリ
今ヤ現住戸数七千九百七十四戸、人口四万一千七十人ニシテ、全村殆ンド市街地ヲ形成シ街衢殷振ヲ呈シツツアリ

交通機関ハ省線ヲ始メ、阪神・阪急及国道線等東西ニ貫通シ、各数ヶ所ノ停車場ヲ置キ、又村内ハ隅々ニ至ル迄区割製理ハ行届キ、道路整然トシテ、乗合自動車四通八達シ、交通極メテ至便ナリ

官公衛ハ神戸区裁判所出張所・警察署・二等郵便局一・三等郵便局四・職業紹介所等アリ

教育施設トシテハ私立高等女学校・村立小学校四・私立小学校一・男女青年学校二・村立幼稚園四・私立幼稚園四等アリ、又目下中学校建設ノ準備中ニテ、昭和十五年度ヨリ開校ノ運ニ至ルハ必至ノ状勢ニアリ
衛生施設トシテハ伝染病院・塵芥焼却場・火葬場・上水道及下水道等完備ス

又公園ハ芦屋川東岸ノ松林一帯ヲ之ニ充テ、遊園地・運動場等ヲ設備ス、殊ニ海岸ハ防潮堤遊歩道ト共ニ白砂青松又海辺ハ遠浅ニシテ海水浴ニ適シ自然ノ大遊園地タリ
社会施設トシテハ特ニ児童ヘキモノナシト雖モ、実費診療所ヲ設置スベク之力準備中ニシテ年度内ニハ開設ノ見込ニアリ

其ノ他警防ノ為メニハ本年度ヨリ常備消防ヲ設ケテ之力完璧ヲ期シ居レリ、金融機関トシテハ三和銀行及神戸銀行ノ支店三・出張所一ノ外信用組合支部等アリ

以上ノ如ク各種ノ施設其ノ他概不備ハリ、最近ニ於ケル

市制施行地ニ比シ各方面ヨリ觀察スルモ別段劣ル処ナキヲ信ズ、而シテ本村ハ地理的其ノ他ノ状勢ヨリ益々發展スベキハ明ラカニシテ之ニ対応ヲ為スベキ施設頗ル多キヲ痛感ス、茲ニ於テ克ク百年ノ大計ヲ誤ルコトナク愈々文化都市、田園都市トシテ經營宜シキヲ得、堅実ナル進展ヲ遂ゲ以テ村民ノ福利増進ヲ図ラムニハ一二自治精神ノ刷新ヲ要スルノ切ナルモノアルハ一般ノ等シク認ムル處ナルト共ニ多年ノ宿望タリ

昨年ハ自治制発布五十周年ヲ迎ヘ全国的ニ之力記念ノ式典ヲ挙ゲラレ、又明年ハ恰モ皇紀二千六百年ノ国家ヲ挙ゲテ慶祝スベキ年ヲ迎ヘムトス、此ノ時ニ於テ村民多年ノ要望ニ副フト共ニ光輝アル紀元二千六百年ヲ永遠ニ記念スベク市制ノ施行方ヲ上申スル所以ノモノ故ナシトセズ

【市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由】

【市制施行ニ閣スル綴】昭和十四年(一九三九)

【市制施行上申決議】昭和十四年(一九三九)十一月
昭和十四年第九回精道村会々議録 写

昭和十四年十一月十八日精道村会ヲ精道村役場ニ招集ス

(中略)

一議長(村長)開議ヲ宣ス 千時午前十時四十二分

本日附議ノ議案ハ唯今オ手許ニ配付致シマシタ議案ノ順序ニ依リ附議スルコト、シ、第一次会ヨリ第三次会议ニ可否ヲ諮リ満場ノ同意ヲ得テ之ヲ併議

スルコトヲ宣ス

一議長(村長)議案第八十六号市制施行ニ閣スル件ヲ上程ス

議長(村長)議案朗読

一村長左之通り提案理由ヲ説明ス

本案ニ付キマシテ御説明申上マス、御承知ノ如ク本村ハ過去約三十ヶ年間ニ異數ノ發展ヲ遂ケテマイリマシテ、今ヤ戸数七千九百余戸・人口四万一千余人トナリ、又財政方面ニ於キマシテモ本年度予算現計

又電話モ芦屋ヲ冠シ、阪神・阪急両電鉄ノ停留所モ芦屋又ハ芦屋川ト呼ビ、精道ヲ冠スルモノ更ニナシ
以上ノ理由ニ依リ、新市ノ名称ヲ世間一般ニ知ラルル芦屋」ト定ムルヲ最モ適當ト認ムルニ依ル

タ如ク、本村トシテハ多年ノ問題デアリ、且吾々村

民ノ要望シテ止マナカツタ處デアリマスカ、茲ニ愈

々其ノ機力熟シ提案サル、ニ至リマシタコトハ、本

近 代 篇

額ハ一般会計壹百拾四万八千六百余円上、下水道ノ
特別会計ヲ合セマスト実ニ壱百四拾万円ニ上り、尚
益々發展膨脹セントスル実状ニアリマスコトハ御同

慶ニ堪ヘナイ次第アリマス

スクノ如キ村ノ狀況ニ対応スル為メニハ市制ヲ施行
スヘシトノ議カ、数年前ヨリ村会其ノ他各方面ヨリ
起ツテ居タノデアリマスカ、村民各位ノ御理解ト各
位ノ御熱心ナル御努力ニ依リマシテ、愈々其ノ機運
ニ到達致シマシテ本案ヲ提出スルコトハ将来ノ為
メニ慶賀ニ堪ヘナイ次第アリマス、又市制ヲ実施
セントスル明昭和十五年ハ紀元二千六百年ニ相当
シ、歴史ヲ飾ルヘキ何ヨリノ記念事業デアルト思フ
ノデアリマス、各位ニオカレマシテハ何卒發案ノ趣
旨ニ贊同セラル、ト共ニ、芦屋市ノ實現ニ一層御協
力ト御援助アランコトヲ切望シテ止マナイ次第ア
リマス

一二番(杉岡藤右衛門)

本案ニ就キマシテハ只今当局ヨリ御説明ノアリマシ

恰モ明年ハ紀元二千六百年ノ國家ヲ挙ケテ慶祝ノ誠
ヲ捧クヘキ、実ニ千載一遇トモ言フヘキ御目出度イ
年ヲ永遠ニ記念スル為メニモ、恐ラク之以上ノモノ
ハナイト信シテ疑ハナイノデアリマス
本村ノ歴史ニ輝クヘキ此ノ大事業ニ参画シ得マスル
コトハ、吾々議員トシテ最モ光榮デアルト信スルモ
ノデアリマシテ、満腔ノ誠意ヲ披瀝シテ本案ニ贊意
ヲ表スルト共ニ、教育文化ノ都市デアル大芦屋市ノ
実現ニ協力致シタイト思フノデアリマス
希クハ當局ニ於カレマシテモ之力が実現ノ為メニ一段
ノ御奮闘ヲ切望スル次第アリマス

一十五番(堺谷巳之助)

本案ニ對シ双手ヲ挙ケテ賛成スルモノデアリマス、
過去三十年來本村ハ異常ナル發展ヲ遂ケ来タリ、市

制施行ニ付テハ本村民多年ノ要望デアリ、恰モ紀元

二千六百年ヲ明ニ控ヘ本案ヲ提出サレタルハ、洵

ニ時宣ヲ得タルモノニシテ、本村将来發展ノ為メ御

同慶ニ存スル次第アリマス、當局ニオカレマシテ
モ之カ実現ノ為メ一層ノ御努力ヲオ願ヒ致ス次第ア
リマス

「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フモノアリ

一議長(村長)本案ニ對シ異議ナキヤヲ詔リ、滿場一致

全員總起立裡ニ、議案第八十六号市制施行ニ關スル件

原案可決確定ノ旨ヲ告ク(拍手)

【市 制 施 行】〔官報 昭和十五年(一九四〇)十一月〕

内務省告示第五百八十八号

市制第三条及町村制第三条ニ依リ、昭和十五年十一月十

日ヨリ、兵庫県武庫郡精道村ヲ廢シ、其ノ区域ヲ以テ芦
屋市ヲ置ク

昭和十五年十一月六日

内務大臣 安井英一

【精道村有財産引継】〔市制施行三関スル級 昭和十五年(一九四〇)十一月〕

兵庫県告示第千三百六十六号

昭和十五年十一月六日内務省告示第五百八十八号ニ依リ、
武庫郡精道村ヲ廢シ其ノ区域ヲ以テ芦屋市ヲ置カルルニ
付、武庫郡精道村有財産(一切ノ権利及義務共)ハ市制

施行ノ日ノ前日現在ヲ以テ全部之ヲ芦屋市ニ帰属セシム

昭和十五年十一月九日

兵庫県知事 坂 千秋

【昭和十五年度精道村収支計算書】〔昭和十五年引継書類級 昭和十五年(一九四〇)〕

昭和拾五年度精道村収支計算書

| 一金 | 七拾九万九千五百八拾九円四拾弐錢 | 收入高 |
|----|------------------|-----|
| 一金 | 七拾八万五千八百七拾八円零四錢 | 支出高 |
| 一金 | 一万參千七百拾壹円參拾八錢 | 残 高 |

行財政 1

- 611 -

2 地租改正

相認可差出事

但認済二相成候得者、左之雛形ニ照準可致事

【地券掛巡回通達】五味清一家文書
明治五年（一八七二）十月

地券掛巡回之儀、廿一日頃ニ被參候ニ付、此段御心得可
被成候、地券認メ方用字

廿
二十字不用、廿ヲ用

歩之字不用、トヲ用

一ノ字不用、壱ノ字用

五ノ字不用、五ノ字用

十ノ字不用、拾ノ字用

二十字不用、廿ヲ用

步之字不用、トヲ用

一ノ字不用、壱ノ字用

五ノ字不用、五ノ字用

十ノ字不用、拾ノ字用

上

【地券証提出】五味清一家文書
明治六年（一八七三）九月

地券證今般御改正ニ付、高被為廢、反別ト地代金ト而已

右之通田畠共都而高相認有之候得者、朱ニ而点消致可置
事
此地代金何程何円
右之通田畠何反何畠分
地券證來七月一日より可差出旨御沙汰ニ相成候間、日割左
但合計帳モ同断

七月一日 郡家村
同二日 住吉村
同三日 寄村
同四日 岡本村
同五日 中村
同六日 横屋
同七日 魚崎村
同八日 西青木村

【地券渡印税割符帳】五味清一家文書
明治六年（一八七三）九月

明治六癸酉年
(表紙)

地券渡印税割符帳
九月 三条村

一地券證 武拾壱枚
此印稅壹円

七百七拾九文

又武百文村持分割

八壱兩分

九百七拾九文

此錢拾三貫四百八拾四文

受取證

一地券證 拾貳枚

此印稅八貫貳百六拾文

青木善右衛門

附属
地券掛り

第六区

村々役人中

一地券證 拾九枚

五味嘉兵衛

此印稅金拾壹貫六百九十三文

此印稅金壹兩分

三百弐拾五文

又武百文村持分割

又百文梅谷分

又廿四文見取山分

金壹兩分

六百四拾九文

受取済

一地券證 式拾三枚

五味五兵衛

此印稅金八貫九百八十七文

此印稅金壹兩分

九貫百八拾七文

入金壹兩分

代拾式貫五百文

青木四郎兵衛

此印稅金拾貫八百弐拾五文

又武百文村持分割

又十二文見取山分

金壹兩分

式貫八拾七文

受取済

一地券證 拾八枚

松井吉右衛門

此印稅式貫五百十七文

此印稅金壹兩分

入金壹兩分

代拾壹貫弐拾五文

青田弥惣兵衛

此印稅金拾貫八百弐拾五文

又武百文村持分割

又十二文見取山分

金壹兩分

式貫百五十文

受取済

一地券證 入金壹步

左八郎兵衛

此印稅金四百文過渡ス

此印稅金壹兩分

三貫五百六拾九文

受取済

一地券證 入金壹步

松井吉右衛門

此印稅金四百文過渡ス

此印稅金壹兩分

三貫五百廿八文

受取済

一地券證 入金壹步

左八郎兵衛

此印稅金四百文過渡ス

此印稅金壹兩分

五貫九百七拾八文

受取済

【地券証筆數渡控帳】明治六年(一八七三)十一月

(表紙)

明治六年 西十一月吉日 五味六兵衛

地券證筆數渡控

| | |
|-------|----------|
| 一式拾七筆 | 一式拾五筆 |
| 一拾六筆 | 一拾三筆 |
| 一四拾三筆 | 一式拾壹筆 |
| 一四筆 | 一式拾五筆 |
| 一拾五筆 | 一式拾筆 |
| 一拾三筆 | 一拾武筆 |
| 一拾八筆 | 一拾三筆 |
| 一式拾三筆 | 外三池毫筆山毫筆 |
| 一拾九筆 | 一拾三筆 |
| 一三拾筆 | 小坂作兵衛 |
| | 石田宇兵衛 |
| | 左八郎兵衛 |
| | 松田弥三兵衛 |
| | 青木四郎兵衛 |
| | 松本源兵衛 |
| | 松井吉右衛門 |
| | 五味五兵衛 |
| | 五味嘉兵衛 |
| | 五味六兵衛 |
| | 小坂久兵衛 |
| | 小坂清兵衛 |
| | 小坂市左衛門 |
| | 中島利右衛門 |
| | 松田兵右衛門 |
| | 松本太兵衛 |
| | 青木善右衛門 |
| | 青木嘉右衛門 |
| | 左長兵衛 |
| | 豊井長右衛門 |

一三拾筆

外三毫筆吉兵衛分

| |
|--------|
| 小橋七郎兵衛 |
| 五味五兵衛 |
| 五味嘉兵衛 |
| 中嶋忠右衛門 |
| 中嶋利右衛門 |
| 五味六兵衛 |
| 松田兵右衛門 |
| 增谷茂兵衛 |

【明治八年分地租金仮納】

明治九年(一八七六)二月

当県五十四号

〔田方ノ部(毫石ニ付五円十三銭定リ)〕

井床利兵次

| |
|---------------|
| 【等級収穫地価地租表】 |
| 明治九年(一八七六)十二月 |
| 明治九年十二月 |
| 等級収穫地価地租表 |
| 井床所有 |

一式拾五筆

一式拾壹筆

一式筆

一毫筆

六百式拾筆

外三池毫筆

山本弥三右衛門

小橋喜平治

森大仁源太郎

水無瀬信成

昨八年分地租金之儀、七年貢額に比準旧税收入可及旨本

月十五日相達置候、右者改正税確定之上過不足精算可致

旨今般其筋より御達相成候間、同日布達之趣ハ仮納と可

相心得此旨布達候也

但上納日限等之儀ハ最前布達之通たるへし

明治九年二月廿一日

兵庫県令

神田孝平

| 等級 | 収穫ノ分 | 地価百歩之式半 |
|------------------------|-----------|-----------------|
| 引事 | 地価 壱分五厘 | |
| 二上ノ上田 | 式石五斗 | 金百廿八円 廿五錢 |
| 三上ノ中田 | 式石四斗五升 | 同百廿五円 六十八錢五厘 |
| 四上ノ下田 | 式石四斗 | 式円六十七錢壹厘 |
| 五中ノ上田 | 式石三斗 | 同百廿七円 九十九錢 |
| 六中ノ中田 | 式石或斗五升 | 同百四十五円 四十三錢 |
| 七中ノ下田 | 式石式斗 | 同百十式円 八十六錢 |
| 八下ノ上田 | 式石壹斗 | 同百七円 三十三錢 |
| 九下ノ中田 | 式石五升 | 同百五円 十六錢五厘 |
| 十下ノ下田 | 式石 | 式円三十九錢八厘 |
| 十一下ノ上田 | 壹石八斗 | 式円四十五錢三厘 |
| 十二下ノ中田 | 壹石五斗 | 式円廿八錢九厘 |
| 十三上ノ上烟 | 式石壹斗 | 式円廿三錢五厘 |
| 十四上ノ中烟 | 式石 | 式円十八錢 |
| 十五上ノ下烟 | | ナシ |
| 十六中ノ上烟 | 壹石八斗 | 五十式円 五十六錢 |
| 十七中ノ中烟 | 壹石七斗 | 四十九円 六十四錢 |
| 十八中ノ下烟 | 壹石六斗 | 四十六円 六十二錢 |
| 十九下ノ上烟 | 壹石五斗 | 四十三円 八十錢 |
| 二十下ノ中烟 | 壹石四斗 | 四十円 八十八錢 |
| 廿一下ノ下烟 | 壹石三斗 | 三十七円 九十六錢 |
| 廿二下ノ上烟 | 壹石壹斗 | 三十式円 十式錢 |
| 廿三下ノ中烟 | 壹石 | 二十九円廿錢 |
| 廿四下ノ下烟 | 九斗 | 二十六円 廿八錢 |
| 等外 | 五斗 | 十四円 |
| | 六十錢 | |
| 〔宅地ノ部〕 | | |
| い 上ノ上 | 八十六円廿錢 | 式半租税式円十五錢五厘 |
| ろ 上ノ中 | 八拾壹円五十錢 | 式円三錢八厘 |
| は 上ノ下 | 七十八円五十錢 | 壹円九十六錢 |
| に 中ノ上 | 七十式円 | 壹円八十錢 |
| ほ 中ノ中 | 六十五円七十錢六厘 | 壹円六十四錢三厘 |
| へ 中ノ下 | 四十六円六十三錢 | 壹円十六錢六厘 |
| 〔烟方ノ部〕 | | |
| (麦壳石二付式円九十六錢) (壹分五厘引事) | | |
| 十三上ノ上烟 | 式石壹斗 | 六十壹円 三十式錢 |
| 十四上ノ中烟 | 式石 | 五十八円 |
| 十五上ノ下烟 | 壹石三厘 | 壹円廿四錢壹厘 |

中略

第六区内村々地価金額

三百六十三円九十錢四厘
一千九百二十弐円弐錢八厘
一弐千六百三十五円六拾錢六厘
一百九拾円三十七錢四厘
五百九拾九円弐錢四厘
四百八十六円廿七錢九厘
五百七十三円三十弐錢
一千弐百十五円廿九錢六厘
一千弐百六十円三十八錢
九百四十弐円四十八錢毫厘
五百四十円九十一錢九厘
九百四十弐円廿三錢四厘
弐百六十七円廿三錢四厘
七百廿六円九十七錢弐厘
四百四十九弐円五厘

深江村　津知村　住吉村　小北田青木村　西青木村　魚崎村　本庄村　横屋村　打出村　中村　三条村　田中村　寄村　津村

【一筆限地価取調帳】
（表紙）

限地価取調帳

| | |
|-------|----------------------------------|
| 田方ノ上 | 壱反分収穫米弐石七斗七升 此地価百廿円七十八錢五厘八毛系 |
| 田方ノ中 | 壱反分収穫米弐石三斗七升 此地価百三円三十四錢三厘八毛五系 |
| 田方ノ下 | 壱反分収穫米壹石九斗七升 此地価八十五円九十錢壹厘八毛五系 |
| 田方ノ下中 | 壱反分収穫米壹石六斗五升 此地価七十三円廿五錢六厘四毛 |

田方ノ下々 壱反分收穫米壹石五斗七升
此地価六十八円四十五錢九厘八毛五絲

一中畑壹畝拾五步
此地価五円四拾四錢七厘

松本甚蔵印 篇

田方下々下 壱反分收穫米六斗六升六合
此地価廿九円四錢九毛三絲

近代
此地租六錢三厘

一中畑廿七步

松本甚蔵印

烟方ノ上 壱反分收穫麦或石或斗六升
地価五十六円九錢三厘六毛

此地價三円廿六錢八厘

近代

烟方ノ中 壱反分收穫麦壹石四斗六升三合
地価三十六円三十一錢毫厘六毛六絲

此地價三円廿六錢八厘

近代

烟方ノ下 壱反分收穫麦壹石壹斗八升九合五勺
地価廿九円五十錢三厘三毛九絲

此地價九錢八厘

近代

宅地中 壱反分地価七拾三円八十六錢

此地價三圓廿六錢八厘

近代

壹下田四畝三步

此地價三拾五円廿武錢

近代

此地租壹円五錢七厘

此地價三圓廿六錢八厘

近代

此地價三拾六円七錢九厘

此地價九錢八厘

近代

此地租壹円八錢武厘

此地價九錢八厘

近代

此地價三拾六円七錢九厘

此地價三圓廿六錢八厘

近代

此地租壹円五錢七厘

此地價三圓廿六錢八厘

近代

此地價三拾五円廿武錢

此地價三圓廿六錢八厘

近代

此地租壹円五錢七厘

此地價三圓廿六錢八厘

近代

松田兵右衛門印
此地租三拾錢毫厘

一下田四畝六步
此地租三拾六円八七錢九厘
此地租壹円八錢武厘

字畦垣内十八番
上田六畝九步
此地租七拾六円九錢五厘
此地租貳円廿八錢三厘

字畦垣内十九番
下々田六畝六步
此地租拾五円六錢毫厘
此地租四拾五錢武厘

字畦垣内二十番
上田武畝三步
此地租七拾六錢毫厘
此地租三拾六錢五厘

字畦垣内二十一番
上田三畝步
此地租三拾六円武拾三錢六厘
此地租壹円八錢七厘

字畦垣内廿二番
上田三畝步
此地租七拾六錢毫厘
此地租七拾六錢毫厘

字畦垣内廿三番
下田六畝五步
此地租五百三拾三円三拾武錢武厘
此地租壹円六拾七錢五厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租五百四円五拾三錢六厘
此地租拾五円三拾三錢六厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
小坂作兵衛印
一田四反九畝武拾四步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租五百四円五拾八錢四厘
此地租廿八円七拾八錢四厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租廿八錢三厘
此地租九円四拾四錢七厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
五味五兵衛印
一烟九畝六步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
中島利右衛門印
一烟芝成壹畝廿七步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
山本弥三右衛門印
一烟芝成武畝三步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
石田宇兵衛印
一烟芝成武畝廿七步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
田八畝廿七步
此地租廿五円八拾四錢六厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租七拾七錢五厘
此地租三反武畝九步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
松井市右衛門印
一烟芝成武畝廿七步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
豐井長右衛門印
一烟芝成壹畝畝步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租九拾四円九拾武錢九厘
此地租式円八拾四錢七厘

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
中島利右衛門印
一烟芝成武畝廿七步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
五味嘉兵衛印
一烟芝成武畝三步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
石田宇兵衛印
一烟芝成武畝廿七步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租廿五円八拾四錢六厘
此地租三反武畝九步

字畦垣内廿三番
下田六畝六步
此地租六拾九円八錢五厘
此地租式円七錢武厘

武畝十武歩
(中略)

五百六十一番
字西烟
一下烟三畝六步
此地租九円四拾四錢七厘

五百六十二番
字西烟
一烟芝成壹畝廿七步

五百六十三番
字西烟
一烟芝成壹畝廿七步

五百六十四番
字西烟
一烟芝成武畝三步

五百六十五番
字西烟
一烟芝成壹畝廿七步

五百六十六番
字西烟
一烟芝成壹畝廿七步

五百六十七番
字西烟
一烟芝成武畝拾武步

五百六十八番
字西烟
石田宇兵衛印

五百六十九番
字西烟
此地租廿五円八拾四錢六厘

五百七十番
字西烟
此地租七拾七錢五厘

五百七十一番
字西烟
烟武反三畝拾武步

五百七十二番
字西烟
此地租九拾四円九拾武錢九厘

五百七十三番
字西烟
此地租式円八拾四錢七厘

五百七十四番
字西烟
此地租六拾九円八錢五厘

五百七十五番
字西烟
此地租式円七錢武厘

外

壺町五反 壺畠九歩 煙芝成
八反九歩 山私有地
式反歩 旧公有地溜池
九歩 同境外官有地
五畠廿四歩

字大平七十二番
一山壺町八反八畠拾四歩
五百七十三番
字大平七十四番
一溜井壺畠三歩
五百七十五番
字大平七十六番
一溜井壺畠三歩
五百七十七番
字大平七十八番
一山壺町三反三畠歩
五百七十九番
字大平七十九番
一山三反三畠九歩

御松下
私有地

官 林

増谷茂兵衛印

官 林

邑中持印

合拾八町七反三畠廿壺歩
五百八十一番
字大平八十二番
一山壺町式反歩
五百八十三番
字大平八十四番
一山壺町七反六歩
五百八十五番
字大平八十六番
左八良兵衛印
御松下私有地
左八良兵衛印

五味六兵衛印

官 林

邑中持印

内訳

此地価壺万六千式百九円三十三錢八厘
此地租四百八拾六円廿六錢三厘

公有地

七畠歩 溜 池

武町壺畠九歩 煙芝成

六町十式歩 官 林

七町壺反四畠十五步 山私有地

三町六反歩 山私有地

五反七畠廿四歩四厘 鉄道敷地

右八今般地租改正願の通、御許可ニ附一筆限取調候處、
書面の通相違無御座候、仍持主一同連印を以奉申上候、
以上

田拾五町三反壺畠歩
此地価壺万四千三百五拾三円廿四錢三厘
此地租四百三拾円五十八錢三厘
壺町五反三畠六歩
此地価八百九拾九円五十九錢九厘
此地租廿六円九十八錢六厘
壺町式反九畠拾五步
此地価九百五十六円四拾八錢八厘
此地租廿八円六拾九錢四厘

外

拾五歩 除税地

御松下溜池

三畠壺歩五厘 私有地

八畠六歩 官有地

式畠廿壺歩 墓公有地

廿壺歩 開墾地

式畠歩 煙敷成

公有地

丙第拾五号

明治十年 三条邑副戸長 増谷茂兵衛印

攝津国兎原郡第六区

丹波国

2 地租改正

【山林原野地価取調規則】[兵庫県布達] 明治十三年(一八八〇)九月

奉畏候、右者來一月廿五日限急度出來仕候、若日限相違
仕候節ハ請負金高之内一日百分一之罰金上納可仕候、依
之御請申仕候、以上

尺角千式百挺

明治五
申正月十四日

芦屋村
井床利平治(印)

同村請人

芦屋川
御出張

御役所

(中略)

乍恐御請奉申上候

今般御用石数千式百挺、來二月廿五日迄之請負仕候處、
職人共相增候間、來二月十三日迄出來可仕候、右日限無
相違上納可仕候(若日限相違候節ハ請負金高之内一日百分一之罰金上納
可仕候、依請奉申上候以上)

明治五年

申正月廿五日

芦屋村
井床利平治

【芦屋川のトンネル】『描かれた幕末明治』明治九年(一八七六)九月
芦屋川
御出張
御役所

日本橋と燕尾服と

日本橋の鐵道網

主要な島であるニフオン島にある大阪という大商業都市は、日本の都市のうちでも江戸に勝るとも劣らぬ位置を占めているが、今では昨〔明治8〕年5月に開業した鉄道によって神戸の港と連結されている。この線路はさらに琵琶湖沿岸を通つて、西海岸の敦賀に近い地点まで北上する予定になつてゐるが、すでになされたこの線の工事には、かなりの工学上の長所がある。3つのトンネルがあるが、そのひとつは芦屋川の下をくぐるもので、延長365フィートあり、日本における煉瓦製造および組立工事のうちでもっとも立派なものだ、と称賛されている。これは中心点を3つもつ構円で、中央には深さ15

インチの円形逆アーチもついており、レールは複線がはいる広さのものである。

【阪神電車開通】『神戸又新日報』明治三十八年(一九〇五)四月

本日開通の阪神電氣鉄道

阪神間電氣鉄道の本開業式は追て執行する筈にて取敢ず本日午前五時より午後十時迄、大阪出入橋駅及神戸滝道踏切駅間を双方より十二分間毎に発車、運転を開始する(マ)となりたれば先づ以て乗客一般の注意と沿道の景況と視察し、之を報道せんと欲して昨日開始前の乗用を申込みたるに、午前八時三十分滝道踏切駅を発車すれば同時に来社ありたしとの回答あり、依て社員は時間を厳守し同駅に到りし所、内村警部長・宍戸郵便局長・長谷川通信技師・安達保安課長も同社の案内にて同駅待合所に参集し居りき

待合所は本日の開業準備にて混雑を極め居りしが暫時にして同社技師來り曰く、一昨日來終日終夜各種の試験を

為せし結果、雲井通二丁目に於て電線焼切れ此待合所へは車輌到着せしむること難きにつき、岩屋駅まで出向かれたしとの事に一行同駅に到りて漸く乗車することを得たり

車輌は米國最新式八十人乗のボギー式にして腰掛は総て天蓋絨を以て張詰め其内部天井には電燈八個、前後入口には二個を装置し、夜間と雖も白昼と同じかるべし軌道は広軌にして官設汽車線路より遙かに巾広きも振動の度は未だレールの能く据らざる為か、汽車より強きやう感ぜり

車輌の両側は全部硝子窓にして上下自在に開閉し得べく、又鎧戸の設けありて日光を覆ふに便ならしむ、両入口の硝子は片面を左へ開けば片面は自ら右に開き、片面を開ければ片面自ら閉づるの構造とし車輌の前後に軌条に沿うて安全網を備付け、万一障害物及人畜に触るゝも救上の装置をなせり

車輌の乗組員は運転手一名・車掌一名のみにして、運転手は運転を掌り車掌は途中乗客の斡旋と切符発売及び切

符受取の三役を勤む、就中運転手は運転中軌道障害物の

注意周到なるべく、最入口に在るを運転手とし、後入口に在るを車掌とす

軌道の故障は手旗信号を以てし、汽車に異なるなく赤青白の三種とす、進行中の注意信号は振鈴と氣圧作用に係る汽笛の二種也

乗車切符は五色に区別し黒色を一区間五銭とし、青色を二区間十銭とし、茶色を三区間十五銭とし、緑色を四区間廿銭とし、赤色を区内切符と称し三銭とす、總て切符を買ふには一銭の通行税を要すれば、乗車賃金の外に一銭余分に出金を要する訳なり

神戸より大阪まで乗車するに約一時間半

神戸より大阪に至る駅名及賃金左の如くなるも途中乗降の場合は二時間要することありと云へり
乗車賃金は全線即ち神戸より大阪迄を二十銭とし、其間四区に分ち神戸より御影の手前なる石屋川を一区とし五銭、御影より西宮迄同じく五銭、西宮より尼ヶ崎迄同く五銭、尼ヶ崎より大阪出入橋迄同く五銭とす、其各中間

駅は乗車の場所により賃金に損得あれば委細は同社広告に就て見るべし

電車につき最も注意を要する条項は左の如し

一電柱と車窓と接近したる箇所あれば決して車窓より首を出すべからず、大怪我をなすことあり

一停車せざる以前に飛降る時は惰力の為に打倒さることあり

一進行中は車内に風の通過すると甚だしければ、帽子を吹飛ばさる恐れあり

一停車場多く乗降頻繁なれば掏摸に罹る恐れあり

一沿道の父兄は小供の軌道に出でざる様、注意すること最も肝要なり

一電車進行に際し走って前を横切るは最も危険なり

一沿道小学校教師は生徒に對し日々通学に際し軌道を通過せざる様、屢々訓諭する必要あり

一車窓と腰掛との間合少ければ乗客中小供を腰掛に立たせるときは窓より外に脱落する恐れあり

軌道は全線複線なる故、上下列車の衝突等は之あるとな

り下り列車着車時刻は、左記の通りにして其他は皆通過列車なり、即ち其時間表左の如し（停車は一分間）

上り列車

午前六時十七分・同七時二十四分・同八時四十五分・同九時十一分・同十時三十二分・同十一時三十五分・午後零時七分・同五十三分・同二時四分・同二時四十分・同三時二十四分・同四時二十二分・同五時十七分・同九時四十八分・同十一時二十七分

下り列車

午前六時十七分・同七時二十二分・同五十二分・同九時二分・同九時五十八分・同十時五十八分・同十一時二十二分・同九時四十三分・同二時十分・同三時五十五分・同四時四十七分・同六時十八分・同七時三分・同八時十四分・同九時十七分・同九時五十四分・同十一時十分

(三一日付)

蘆屋駅着車時刻

八月一日より開始すべき東海道線芦屋駅に停車すべき上

【国鉄芦屋駅開設】〔神戸又新日報〕 大正二年(一九一三)七月

分・同十一時十分

(二二日付)

(三一日付)

本日は開業のことなれば、昼間は草花を以て飾りしフードレスカーを出し夜間はイルミネーションカーを出す、又神戸待合所は草花と紅提灯の飾装を施し、大阪待合所は大緑門を設け、草花と紅提灯・国旗等にて大裝飾を加へたり

【阪急電車開通】〔神戸又新日報〕大正九年(一九一〇)七月

新式尽めの阪急電

試みに初乗りの記

愈よ今十六日から運転

今日から阪急が開通する、阪神電車のお株を奪ふ訳でないにしる、同じ阪神間を同一の賃銀で往復する電車であるからには、多少其處に特長が無くては叶はぬ、阪急と云ふ名が示す如く、迅いのを標榜してゐるらしいので試みに開通日の前日一往復試みて見た、追ては四十分間で

阪神を突破して見せると小林専務は力んでゐたが、まだ鉄道も狎れず上筒井の停留所もバーラック式の俄仕立てと

云ふ勿々の際だけに、阪神電車とマア～些とは速い位なことであつたが、沿線の景色の好いこと、停留所が六

甲・御影・岡本・蘆屋川・夙川・西宮北口・塚口・神崎

川・十三とタツタ十二三に過ぎないだけ、止りまーす、動きまーすの難作が甚だ妙く、線路が一直線で六甲山脈

の半腹を横断し嵐氣を浴びつゝ沖の小舟眺めつつ取る

のだから『オヤ既う梅田か』と吃驚する位の、道中が極

めて愉快である、夏向きだけに殊に愉快であった、而も二十四台のボギーが最新式に出来上つて居て、九十人乗

の二百六十馬力、鉄柱と鉄筋コンクリート柱を武庫川を境界に半々に樹て分け、電線をカテナリ式に引いて動搖を防ぎ、エマーゼンシブレーキと云ふ難かしい名のブレーキを使って、従来の半分と云ふ惰力で止める、何から何まで新式づくめ成る程是なら阪神と競争が出来やうと感心して試運転を終る、納涼行、月見行には先づ類がなからう（一記者）（六日付）

篇

近代

【阪神国道電車開通】〔神戸又新日報〕昭和二年(一九二七)七月

阪神国道電車は明日から乗れる
けふ停留所設置の認可指令が下る
神戸始発は朝五時半終発午前零時

八分間毎に発車する
掠つた揉んだで一箇月余りも開通の遅れに阪神国道電車

てから二ヶ月以内に竣成せしめ、之にて全く諸般の設備を完成せしめることとなつた。次ぎに運転開始の曉大阪神戸両終点の始発は毎日午前四時半浜田車庫を発した電車が、神戸と大阪に向け出発し神戸終点始発午前五時半、大阪終点始発午前五時となつてゐた。そして初発以後は八分間発車で終発は何れも午前零時両終点を発車することとなつてゐる。

全線停留所 神戸東口・求女塚・大石川・桜口・徳井・

御影・住吉・魚崎・森・芦屋川・打出・西宮西口・

西宮戎口・西宮東口・北今津・甲子園口・武庫大橋・

×浜田車庫前・浪花・尼崎・大切・杭瀬・野崎大橋・

野里・淀川大橋・大阪西野田（×印は停留所）

市街区（六錢） 神戸・住吉間・神崎大橋・西野田間
特別区間（十錢） 大物・西宮西口間・西宮東口・桜口
間

（一日付）

は、卅日に至り漸く停留所設置の認可指令が公電で県保安課に届いた。そして右の認可指令に伴ふ条件として、一神崎大橋及び武庫大橋の両停留場は、之を道路幅員十五間以上の位置に変更する事

二各停留場と安全地帯を設置し、尚其設計に関しては兵庫県知事及び大阪府知事の認可を受くること

三安全地帯は之を嵩上敷として該箇所に於ける安全地帯幅員は、十四尺以上として相当照明設備を為す事

の三項が附帶されてゐた。この指令に接した同国道電車でも早朝から寺沢運転部長・桂川工務部長・中谷技師や社員が保安課に出席し最後の運輸開始の認可を求めてゐた。右の認可は目下知事は地方長官会議で上京不在中であるが、既に許可の準備一切が整つてゐる為め小栗内務部長の代決で正午認可が出たので、同電車の社員は更に右の書類を抱へ大阪府へ駆付け同様運輸開始の認可を得たから、空で走つてゐた同電車もいよいよ七月一日から既記の乗車費で乗客を乗せ運転することになった。尚停留所の安全地帯設置の計画内容を上申せしめ許可をへ

深江村
飯田栄次郎

一金式円

書記小使給料・車共
サケ桶・手洗桶・小桶

一金五拾五錢

野田久作

一金四錢五厘

筆式本

金代音松

寺田音松

創立費

百四十七割、壱納屋二付卅七錢六厘

郡会費

七拾三円八拾錢

九谷弥右衛門

松尾勘左衛門

百四十七割、壱納屋二付五十錢三厘

合子壱納屋二付八拾七錢九厘

メ七納屋

深江村
飯田栄次郎

野田久作

名代音松

寺田音松

創立費

百四十七割、壱納屋二付卅七錢六厘

郡会費

七拾三円八拾錢

九谷弥右衛門

松尾勘左衛門

百四十七割、壱納屋二付五十錢三厘

合子壱納屋二付八拾七錢九厘

一壱番組納屋數總計

式拾四納屋

(中略)

素麵製造高及販売高本年一二月分至急左記二雖
形ニヨリ調査相成度及御依頼候也

十九年一月製造高何程

全上 販売高何程

全上 製造高何程

全上 販売高何程

頭取 田中村 松田新七
副頭取 魚崎村 築部長藏
壱番組行事 芦屋村 井床利平次
全委員 深江村 飯田栄三郎
全全 東森村 村上喜平次
貳番組行事 三条村 小坂久兵衛
全行事 青木村 上塚太助
横屋村 松田源三郎

相成候也

明治十九年二月十二日 支配人

福井浅次郎

藤谷治右衛門
西田利右衛門
山崎新左衛門
浜田宗兵衛

青木村

横屋村

魚崎村

北畠村

同村

田辺村

末谷勝之進

西川又四郎

植田作次郎

谷田甚三郎

司尾佐兵衛

堂内長左衛門

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

石屋村

同村

飯田吉次郎

見掛松次郎

并井伊兵衛

大和田源助

辻伊兵衛

並井伊兵衛

見掛松次郎

山村政右衛門

飯田吉次郎

新在家村

河原村

原田村

徳井村

郡家村

住吉村

北畠村

同村

【菟原郡深江村外三ヶ村戸長役場聯合第一回勧業

会問題】井床利平家文書 明治二十一年（一八八八）五月

武庫・菟原兩郡聯合第三回勧業會成績ニヨリ、本部長ヨリ訓示ノ次第モ候条、別冊問題ヲ以テ來ル廿五日當戸長役場ニ於テ第一回勧業會開設ス

右相達候也

明治廿一年五月廿三日

勧業會議員 戸長 久保平兵衛

井床利平次殿

菟原郡深江村外三ヶ村戸長役場

聯合第一回勧業會問題

一米質改良及俵裝改良規約ノ可否

（説明）近來米質及俵裝大ニ粗惡ニ流カレ、將サニ世人ノ厭

忌ヲ來サントス、之レ蓋シ當業者ノ大ニ猛省スヘキ

秋ナリ、故ニ本郡長之ニ見ルアリ、本年四月告示第

三十八号ヲ以テ其改良規約準則ニ基キ加フルニ、速代

ニ實行ヲ促カシ粗惡ノ弊ヲ矯ムヘキヲ内諭セラレタ

リ、夫レ郡長意ヲ用キラル、如此況ンヤ當業者ニ於

テヲヤ、之ヲ以テ該準則ニ基キ別紙之通規約ヲ草シ

タレハ、今本会ニ諮リ速ニ實行セシメント欲ス

菟原郡深江村外三ヶ村米質及俵裝改良規約案

第一条 本組合ハ深江村外三ヶ村產出ノ稻米及俵製ヲ改良シ、販路ノ拡張ト共ニ名声ヲ博クスルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ノ地区ハ深江村・芦屋村・三条村・津知

村ノ四ヶ村トス

第三条 本組合ハ毎村ノ地主ヲ以テ之レヲ組織ス

第四条 本組合ノ名稱ハ菟原郡深江村外三ヶ村聯合米質及俵裝改良組合ト称ス

第五条 改良米ハ其年產出スル米額ノ内毎村田方ノ租税金ヨリ少ナカラサル額ヲ標準トス

第六条 前条改良米ハ左ノ方法ニ拠リ製出スルモノトス

第一項 種子ハ其地質ニ適スル善良ノモノヲ採シ栽植

スル事

第二項 米質ニ粗惡ヲ招ク肥料ハ一切施スヘカラサル

事

第三項 茄稻ハ降雨ヲ受ケサル様注意シ粗ニ充分乾燥

シ温氣ナキヲ要スル事

第四項 俵ハ二重俵ヲ用ヒ内俵ハ三ヶ所括り外俵ハ五

ヶ所括リトシ、而シテ立綱ハニ筋ヲ以テ十字形ニ横

綱ノ四ヶ所ニ縋括スルモノトス

但シ綱ハ大綱ヲ用ヒ内俵ハ善良ナル前年ノ藁ヲ用

ユヘシ

第七条 改良米百般ニ係ル事務ハ組合中毎村委員一名乃

至二名ヲ擇定シ、各地惣代ト協力斡旋スルモノトス

第八条 委員ノ擇舉ハ各地主ヲシテ定員ノ三倍ヲ擇舉セ

シメ、其中ニ就キ所轄戸長及ヒ各村惣代協議ノ上擇定

スルモノトス

第九条 委員ハ改良米積立ノ期日ト其場所トヲ定メ三日以前ニ広告シ、該村惣代ト共ニ米質ノ優省及ヒ俵製ノ

外札竹

寸法 橫五分

内札(紙)

寸法 橫五寸

等

何

明治何年

何郡何組

某

改良米四斗二升入

米主何某印

某

審査委員 何某印

某

某

一 傳印 何組 冊長三寸 黒印

第一条二掲ケタル宿料ハ借主ヨリ左ノ九期ヲ次テ貸主ヘ
無達議払渡スベキ事
但シ宿料ヲ取引シタルトキハ貸主ヨリ借主エ領収書ヲ
渡スベキ事

近代篇

第十二条 改良米ハ各村便宜ノ地ニ集メ競売スルモノトス
本組合ノ費用ハ其実費ヲ各地主所有ノ田反別ニ
賦課徵收スルモノトス

第一期金百三拾三円 明治廿三年九月廿五日
第二期金六拾七円 全廿四年九月廿五日
第三期金六拾六円 全廿四年十二月廿五日
第四期金六拾七円 全廿五年九月廿五日
第五期金六拾六円 全廿五年十二月廿五日
第六期金六拾七円 全廿六年九月廿五日
第七期金六拾六円 全廿六年十二月廿五日
第八期金六拾七円 全廿七年九月廿五日
第九期金六拾六円 全廿七年十二月廿五日

— 648 —

【水車貸借契約書】井床利平家文書 明治二十三年(一八九〇)八月
水車貸借契約書 菅原郡精道村ノ内芦屋村第百五番屋敷
一水車老ヶ所

并ニ別紙附屬品共

右水車并ニ別紙附屬品今般相対ノ上貸借契約スル左ニ

第一条 一貸借期限ハ明治廿三年八月十七日ヨリ明治廿八年七月

三十日迄五ヶ年間ニシテ、此借受宿料金六百六拾五円
也

第二条

第一 拘

第二 拘冊 第三 土井并ニ井手筋

第三条

左ニ掲タル物件ニシテ契約期限中、若シ破損シタルトキ
ハ貸主ニ於テ之レヲ修繕スベキモノトス

第一 拘

第二 拘冊 第四 水真棒

第四条 別紙附屬品ノ内、第三条外ノ物件若シ破損ヲ生ジタルト

キハ借主ニ於テ之ヲ修繕スベキモノトス

第五条 該水車ハ芦屋谷總水ノ七分則チ十分ノ七ヲ使用營業スル
モノトス、又該水車ニ住居スル人牛馬ノ肥廻及ヒ該水車
ヨリ生ズル灰等ハ貸主之レヲ収ムモノトス

第六条 該水車ニ對シ要スル費用ノ内、營業税及ヒ役場費ハ貸主
ノ負担トシ、其他營業上生ズル處ノ費用ハ総テ借主ノ負
担トス

第七条 本契約ハ天災火災等アルニアラザレバ、双方共決シテ破
約スルヲ得ズ

第八条 第一条ノ本契約満期ノ節ハ借主ヨリ借受タル水車納家并

ニ別紙附屬品等不足無貸主エ引渡シ、全時ニ該水車ヲ取
去ルベク事

【水車道具帳】井床利平家文書 明治二十三年(一八九〇)十月

兵庫県攝津国菅原郡精道村ノ内芦屋村字角石千八百廿七
番地ニ有之水車附屬物品左ニ

4 産業

蘆屋鉱泉浴客表 明治三十一年五月ヨリ十二月迄分

【アンチモニー製鍊技師居留地外僑寓証票】

明治三十一年(一八九八)六月

近代篇

| 月次 | 男 | | 女 | | 内国人 | | 外國人 | | 通計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 健康者 | 疾病者 | 健康者 | 疾病者 | 健康者 | 疾病者 | 健康者 | 疾病者 | |
| 五月 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 |
| 六月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 七月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 八月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 九月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 十月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 十一月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 十二月 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |
| 合計 | 二七 | 三九 | 五九 | 云翌 | 云六 | 云五 | 三三 | 九〇 | |

備考 明治三十年五月ヨリ開業候モノ也

右之通り候也

明治卅一年一月廿五日

役場

裏面

明治卅一年六月十八日 兵庫県印

郡役処宛

私雇外国人居留地外僑寓中雇主ノ心得

一私雇ノ外国人免許ヲ得テ、居留地外ニ僑寓スルモノハ

総テ該地方ノ規則ニ遵依セシムヘン、若シシ区戸長又ハ

但裏面心得書ノ箇条ハ、雇主ヨリ前以テ外国人ヘ申
聞處書取置ヘキ事

— 652 —

私雇外国人居留地外僑寓証票
兵庫県平民範多範三郎備
英吉利国人
イバン、エー、サルマン
Evan A. Sulman

右ハ明治三十一年七月一日ヨリ同三十四年六月三十日マ
テ安質母ニ製煉教師トシテ雇入中、武庫郡精達村ノ内芦
屋村武百五十番邸ニ有之雇主所有ノ家屋へ寄住相致候

義、外務省ノ許可ヲ得聞届候事

但裏面心得書ノ箇条ハ、雇主ヨリ前以テ外国人ヘ申
聞處書取置ヘキ事

— 652 —

巡查ヨリ指令布達スル地方關係ノ規則ヲ外国人守ラサ
ル時ハ、雇中ト雖雇主ニ申付、其僑寓ヲ指止ムヘシ
一外国人雇入満期又ハ事故アリテ中途解約ノ節トモ、其
翌日雇主ヨリ此証票ヲ返却スヘシ
一外国人居留地外ヘ僑寓中、巡查又区戸長時々証票ヲ検
査スル為メ寓居へ入来ル事アルヘシ、若シ之レヲ示サ
ベル者ハ雇主ニ申付、其場僑寓スルヲ指止ムヘシ
一外国人居留地外僑寓中日本人民ト商賣取引ヲ為スヲ許
サス、万一商賣上ニ関シ、右ニ紛ラシキ所業アラバ、
雇主ニ申付其場所ニ僑寓スルヲ指止ムヘシ
一遊繩免許鑑札ヲ所持スルモノト雖、内地ニ入ラハ發砲
遊繩スルヲ許サス

ナリ

左記

一当浦漁業組合規約ヲ確ク相守ル事

二組合ニ係ル経費負担スル事

三武庫郡水産組合ニ係ル経費負担スル事

四當組合ノ協議事項ニ對シ破談セザル事

以上

前記事項能ク了承ノ上右開業致候余御聞届相成度、此段
及御届候也

明治四十二年四月

中島伊三郎⑩

精道村漁業組合
理事 山村吉蔵殿

【地曳網新規營業届】野田家文書
明治四十二年(一九〇九)四月

新規營業届

武庫郡精道村ノ内打出村
中島伊三郎

右ハ今般地曳網營業致度候、就テハ左記事項確守可仕候

4 産業

— 653 —

【市制施行時の商工業】昭和十四年(一九三九)

会社(本店)部

| 年次 | 生産額調 | | | | | | 計 |
|-----------|------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 農產 | 畜產 | 水產 | 林產 | 鉱產 | 工 業 | |
| 昭和 十二年 | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 全三、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| 十三年 | 元、六百三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 六〇、〇〇〇円 | 六〇、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| 十四年 | 四、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| 十五年 | 五、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |

各種産業団体ノ概況

本村産業団体ノ主タルモノハ精道商工会ノミニシテ之レ
ガ事業ヲ掲記セバ左ノ如シ

精道商工会

商工業者ノ進展ニ立脚シテ昭和十一年創立シ爾來漸次
発展シ現在会員三〇〇名ヲ有シ、主タル事業トシテハ
店舗内外ノ裝飾・改善・優良店員ノ表彰・商工改善講話
会ノ開催・店員慰勞施設・優良各先進地方ノ施設視察等
ヲ毎年実施シテ商工業ノ發展ニ資スル所アリ、而シテ
本年度(昭和十四年度)一ヶ年ノ総経費二千二百円ヲ
要シ本村實業方面ニ於ケル唯一ノ機関トナリツツアリ

| 名 称 | 所 在 地 | 創立年月日 | 出 資 金 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------|
| 丸佐商店 | 精道村吉屋 字毛賀金五〇 | 八月十一日 明治四十五年 | 100,000 |
| 新長崎炭礦 | 精道村吉屋 字冠一、五〇 | 十二月十五日 昭和九年 | 1,000,000 |
| 電業社 | 精道村吉屋 字権ノ深見九 | 十月十四日 昭和十四年 | 150,000 |
| 合資会社之部 | | | |
| 丸佐商店 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 八月十一日 明治四十五年 | 100,000 |
| 新長崎炭礦 | 精道村吉屋 字冠一、五〇 | 十二月十五日 昭和九年 | 1,000,000 |
| 電業社 | 精道村吉屋 字権ノ深見九 | 十月十四日 昭和十四年 | 150,000 |
| 合資会社之部 | | | |
| 丸佐商店 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 八月十一日 明治四十五年 | 100,000 |
| 新長崎炭礦 | 精道村吉屋 字冠一、五〇 | 十二月十五日 昭和九年 | 1,000,000 |
| 電業社 | 精道村吉屋 字権ノ深見九 | 十月十四日 昭和十四年 | 150,000 |

| 名 称 | 所 在 地 | 創立年月日 | 出 資 金 |
|-----------|-------------------|------------------|------------|
| 東洋牛乳 | 精道村吉屋 字權ノ深見九 | 明治四十五年 | 100,000 |
| 松岡汽船 | 精道村吉屋 字大僧一、六〇 | 七月二十五日 大正十一年 | 10,000,000 |
| 矢満喜商事 | 精道村吉屋 字芦原一、三〇 | 九月十四日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 阪神山手土地 | 精道村吉屋 字芦原一、三〇 | 九月十四日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 芦屋製造所 | 精道村吉屋 字走り出畠 | 一月十五日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 芦屋合同運送 | 精道村吉屋 字芦原一、三〇 | 二月二十四日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 阪神山手土地 | 精道村吉屋 字芦原一、三〇 | 七月二十日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 中 央 興 業 | 精道村打出 字西新田四七 | 七月二十日 昭和二十一年 | 100,000 |
| をびや商店 | 精道村打出 字内浜六 | 六月二十日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 直 営 會 社 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 六月二十日 昭和二十一年 | 100,000 |
| 長 慶 商 會 | 精道村打出 字浜與川一 | 一月二十五日 大正十四年 | 1,000,000 |
| 三 星 製 作 所 | 精道村打出 字西ノ坊一、六〇 | 五月五日 昭和十四年 | 1,000,000 |
| 株式会社之部 | | | |
| 永井合名会社 | 精道村津知 字才道空一 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 芦 屋 軒 | 精道村吉屋 字大樹只ノ二 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 足 立 商 店 | 精道村吉屋 字辰巳五八 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 久保田商店 | 精道村吉屋 字北羅一 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 壺坂商店 | 精道村吉屋 字辰巳五八 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 植芳本店 | 精道村吉屋 字大樹只ノ二 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 共 信 社 | 精道村吉屋 字毛賀金五〇 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 芦屋商店 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 宮本若松商店 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 矢島商店 | 精道村打出 字毛賀金五〇 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 共 信 社 | 精道村吉屋 字西新田四七 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 大 阪 杉 山 | 精道村吉屋 字徳家一、三 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 合 資 會 社 | 精道村吉屋 字徳家一、三 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |
| 猿丸合名会社 | 精道村吉屋 字北ノ口四〇 | 七月十七日 昭和六年 | 100,000 |

【打出夜学会】明治四十四年(一九一)七月

一 武庫郡精道村斎藤幾太氏ノ青年教育

武庫郡精道村打出ノ地ハ北ニ青轡ヲ負ヒ南ニ大阪湾ヲ控ヘ風光明媚ニシテ富豪ノ別邸ヲ設クモノ少カラズ、其ノ阪神両市ノ中間ニ位置シ交通極メテ便利ナルヲ以テ所謂物質上ノ文明ニ接觸スルモノ多キモ精神上ノ修養ハコレニ伴ハザルノ状況アリキ、是レ四開ノ環境ノ然ラシムル所ニシテ一般ニ已ムヲ得ザルモノト認メラレタリ、然ルニ十余年ヨリ本村内字堂ノ上ナル幽邃ノ地ニ居ヲトシ風月ヲ友トシテ静ニ世ヲ送レル実業界ノ成功者斎藤幾

太氏アリ、夙ニ公益ヲ広ムルノ志篤ク本村進歩ノ程度ガ他村ニ後レタルヲ慨シ、如何ニモシテ村風ヲ作興シ世ノ進歩ニ後レザランメ善良ナル国民ヲ以テ充タサレタル世ノ所謂模範村トモナラシメントノ誠意ヲ以テ青年教養ノ一日モ忽ニナスベキニアラザル事ヲ村ノ協議員等ニ説キ勵メシニ、皆喜デ其好意ニシタガヒ只管ソノ尽力ヲ乞ヒタレバ同氏ハ快クコレヲ諾シ、茲ニ打出青年夜学会ノ名

称ノモトニ明治三十八年五月二十一日ヲ以テ開会ノ式ヲ挙ゲ、以来同村氏神境内ナル觀音堂ヲ以テ会場ニ充テ青年教養ヲ続ケシニ、漸ク其狹隘ヲ告グルニ至リシカバ近村民相謀リテ明治三十八年中新ニ同境内ニ会場ヲ築キ青年ノ教養ヲ統ケシニ、会長ノ居宅ト離隔セルガタメ監督上不便尠カラズ是ニ会長斎藤氏ハ自力巨資ヲ投ジテ地ヲ自己境内ノ一区域ニ相シ、更ニ完全ナル夜学会ヲ設ケ明治四十一年十一月三日天長ノ佳節ヲトシ移転開業ノ式ヲ挙ゲ専ラ意ヲ青年ノ薰陶ニ用ヒツヽアリ、夜学ノ組織及学科等左ノ如シ

組 織

生徒ニ打出村在住ノ青年ニシテ小学教育ヲ終リタルモノヲ集メ、甲乙丙ノ三組ニ分チ会長幹事監督ノ下ニ満二十歳ニ至ル迄教師ノ教訓ヲ受ケシム、現在籍甲科二十五合・乙科四十一名・丙科五十二名計百五名内二十六名ハ他ニ出稼ギ中ニツキ出席者ハ七十九名ナリ

役員ニ会長一人本会ノ總理ヲナス、即チ教養上ノ施設(教具・校舎・衛生上ノ設備、教員・講師ノ嘱託、役員

二教授ノ主義及其方針

青年ノ教養ハ専ラ家庭教育ノ主義ニ基ヅキ、会長教師ハ父兄、甲科生ハ兄、乙丙科生ハ弟ノ如ク長ハ幼ヲ愛シ幼シ不良者ニハ訓諭ヲ加ヘ常ニ競ツテ善良ナル者タラシムル様指導セリ

事ハ各町ニ一名其区ノ青年ノ身上ニツキ操行出欠席監督ノ任命)生徒ノ監督(毎夜夜学会場ニ臨ミ青年ヲ監督シ、修身上ノ訓話ヲ為シ身ヲ以テ青年ヲ率キ、偶素行ノ修マラザルモノアルトキハ懇ニ其不心得ヲ諭シ、善事アラバ宛モ自家ノ事ノ如ク喜ビ、且ツ之ヲ賞シ衆ヲ励シ只管其善良国民タルノ域ニ近ヅカシメンコトヲ希望セルガ如シ、又常ニ出席ノ督励ニ意ヲ用ヒ欠席者アルトキハ幹事ニツキテ其理由ヲ質シ、事情ニヨリテハ幹事ヲシテ生徒ノ家庭ニツキ伴ヒ來ラシムルナド)殆ド寢食ヲ忘レテ青年教養ノタメニ尽シツ、アリ、教師一人生徒ノ教育ヲ掌る名譽講師四名何レモ熱心ナル教育家ニシテ時々本夜学会ニ臨ミ修身上ノ訓話ヲナシシ青年ヲシテ行ヲ正シクシ善良ナル帝國民タラシメンコトニ勉メ、常務幹事二名毎夜々学会場ニ出デ生徒ノ監督出席ノ取調ヲナシ、欠席届出誠メ出席ヲ督励シ万事會長ヲ補佐シテ同会ニ尽セリ、幹

三学科目ト教授時間

毎週教授時間數一五(修身五・國語五・算術五)、特別教授時間數每月凡一二(擊劍回數六、毎回凡二時間宛)、但地理・歴史・理科等ハ別ニ独立シタル一学科目トシテ

教授スルコトナク、唯國語科教授ノ材料トシテ取扱フコ

ト、セリ

四青年欠席ノ手続

欠席セントスルモノハ一夜限りノモノハ臨時組長ヲ以テ
其事由ヲ伝言シ、二夜以上ニ亘ルモノハ予メ其事由ヲ具
シテ常務幹事ヘ申出サシム

五賞 罰

出席日數ノ多キモノ（皆勤三箇月ニ亘ルモノ）ハ褒状ニ
賞品ヲ添ヘテ之ヲ与ヘ、尚三箇月ヲ加フルモノハ重不テ
重クコレヲ賞シ以テ出席ノ獎励ヲナス、然レドモ賞品ヲ
望ミテ出席スル者トテハナク全ク会長ノ義氣ト好意ニ感
ジテ出席シ、以テ月ニ皆勤者ノ數ヲ増シツ、アリ

六効 果

同会創立以来青年ノ風紀一般ニ緊張シ、從テ遊里ニ歩ヲ
狂グルノ輩喧嘩口論ヲナスノ徒ナド何レモ其跡ヲ絶チタ
リ、此ノ如ク消極的ノ効果ヲ奏シタルノミナラズ公徳ヲ
重ンジ人ヲ先ニシ己ヲ後ニスルノ美風ヲ生ジ、常ニ各自
家業ヲ励ミ父母兄弟ニ對シテ孝悌ノ道ヲ守ルモノ多キヲ

加へ、延イテ村内ノ風俗稍醇厚ニ赴キ彼ノ納稅ノ如キモ
頓ニ急納者ノ數ヲ減ズルニ至レリト云フ

近代篇

【芦屋児童の村小学校の創設】
大正十五年（一九二六）十一月

認可 大正十四年三月三十一日

創立

開校 大正十四年四月一日

設立者

野口援太郎

下中弥三郎

桜井 祐男

二新教育運動の趣意

私たち同志は、人類の福祉を増進するため、社会を正当
なる状態に導く最も有効なる手段として、教育者の手によ
る教育運動の必要なるを信じ、其効力の永遠なるを信
じます。教育運動は一方に教育制度の革新的改廃を必要
とし、他方に自由にして清新なる教育方法の実現を必要
とします。而して制度上の革新運動は姑くこれを他の部

面における努力にまち、こゝに先づ最も自由にしてまた
真剣なる準備の下に、その方法上の革新運動に出発しよ
うとするものです。

右の趣旨を実現するために本校は生れたわけです。姉

妹校として東京に「池袋児童の村」があります。

三「芦屋児童の村」教育の概要

純然たる児どものための学校です。愛の学園です。校
舎の色彩、様式などすべて「児どもの家」といふ感じを
みなぎらせ、一教室毎に別棟建の住宅式を採用し、家庭
的平和的な氣分を十分持たせて愛の学園—「児童の村」
として恥かしくないやうにいたしてあります。かういふ
式の学校は、外国には二三見られます、日本では全く
最初のものです。そこに日本全国から選抜採用された識
見高い優秀な教師が、極少人數のお児だら（一学級三十
名以内）を収容して、最も懇切熱心に教育が施されてゐ
ます。常にお児だらの美質を尊重し、その美質によつて
生きることの歡喜と幸福を得せしめ生活—学校からい
へば学習ですが、その学習を常に愉快欣悦のうちに行は

しめようとします。それには『草の上の教育』と申して
常に自然の合理的な大法に則り、決して無理を強いて、
お児だらの内なる自醒と發奮を待つて最もよき教育が進
められます。常にお児だらは『自主』なる嬉しい位置にお
かれ、いやが上なる學習の開展と生長が輔導啓培される
わけです。かういふ教育においては第一、お児だらの体
が頑健となり、氣だてが素直になり、学力がうんと進み
ます。中等学校入学難の杞憂など全然忘られてしまひま
す。お児だらの幸福と歡喜がこの上ないことを信じます。

四「芦屋児童の村」沿革の大要

「芦屋児童の村」は最初「御影児童の村」と申して、
阪急影停留場近くに普通の民家二棟をかりて、初めて
呱々の声をあげました。そこに儘か十四名のお児だらを
収容して一箇年奮闘しました。翌くる年の二月になつて
今度は半バラツクの事務室が出来あがりましたから
一まづそこに移り、新校舎の出来あがるのを待ちま
した。四月一日、出来あがりましたから速刻はいりま
した。お児だらも四十名になり今日に來てゐます。漸次、

お児たちが増加の傾向がありますので喜んでいます。

【芦屋児童の村小学校の児童】

【新教育としての芦屋児童の村】
大正十五年(一九二六年十一月)

児童

現在児童の状況 学校の経済的支持を主として月謝に仰いでる関係から、児どもは主に知識階級の子弟が多くございます。会社銀行支配人級の子弟です。したがつて学校の教育方針や施設の趣旨を、よく理解していたらびける利便があつて万事に好都合です。

学校が創立以来経済的に困難であつたにも拘らず、ここまで切抜けて来たといふことはさうした保護者方の深き理解と後援があつた故です。保護者方を職業別にいたしますすると次のやうになります。

| 会社員 | 教師 | 弁護士 | 牧師 | 洋服商 | 印刷用インキ製造業 | 計 |
|-----|----|-----|----|-----|-----------|---|
| 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四 | | | | | | 四 |

また児どもを学年別にいたしますと次のやうになります。
す。現在(大正十五年十月)三十八名ります。

| 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 六 | 六 | 二 | 五 | 一 | 一 | 二 |

それを二組にわけて一・二年を川久保訓導が受持ち、三・四・五・六年を大西訓導が受持つて専念にやつてゐます。

【精道村青年学校学則】 〔精道村議会議事録〕昭和十年(一九三五年)七月 (表紙)

兵庫県武庫郡精道村
青年学校学則

兵庫県武庫郡精道村青年学校学則

近代篇

- 662 -

第七条 本校ノ教授及訓練科目ハ左ノ如シ

| 科 | 課 | 普通科 | | 職業科 | 体操科 | 教練科 |
|-----|--------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 第一年 | 第二年 | | | |
| 普通科 | 修身及公民科 | 普通学科 | 普通学科 | 職業科 | 体操科 | 教練科 |
| 本科学 | 修身及公民科 | 普通学科 | 普通学科 | 職業科 | 体操科 | 教練科 |
| 研究科 | 修身及公民科 | 普通学科 | 普通学科 | 職業科 | 体操科 | 教練科 |
| 専修科 | 修身及公民科 | 普通学科 | 普通学科 | 職業科 | 体操科 | 教練科 |

第八条 各科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時数並三課程表 左ノ如シ

| 課程 | 教授及訓練時数 | 普通科 | | 教練科 |
|---------|----------|-----|-----|-----|
| | | 第一年 | 第二年 | |
| 修身科及公民科 | 国民道德心ノ要旨 | 元 | 元 | 美 |
| 普通学科 | 國語・國史・地理 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 職業科 | 数学・理科・音楽 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 體操科 | 體操・競技・武道 | 四 | 四 | 四 |
| 教練科 | 合計 | 二六 | 二六 | 二六 |

- 663 -

病氣其ノ他、已ムヲ得ザル事情ノ為、欠席多キ生徒ニ

対シ之カ補充ノ為隨時教授及訓練ヲ行フ事アルベシ

第六章 入学・退学

| 訓練科目 | 教授及課程時數 | 本科 | | | | | 教練及訓練時數 |
|---------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| | | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 | |
| 修身科及公民科 | 国民道德ノ要旨 公民心得 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 四月 |
| 普通学科 | 国語・国史・地理 数学・理科・音楽 | 六 | 六 | 一箇 | 一箇 | 一箇 | |
| 職業科 | 商業中当地ニ適切ナル事項 | 杂 | 杂 | 一箇 | 一箇 | 一箇 | |
| 教練科 | 競技・武道操 | 杂 | 杂 | 杂 | 杂 | 四月 | |
| 合計 | | 二八 | 二八 | 二八 | 二八 | 二八 | |

第十四条 本校ノ普通科第一年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、尋常小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者ニシテ其ノ年三月三十一日ニ於テ満十二年以上ノ者、本科第一年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小学校卒業者、又ハ之ニ相当スル素養アル者ニシテ其ノ年三月三十一日ニ於テ満十四年以上ノ者、研究科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ本科卒業者、又ハ之ニ相当スル素養アル者ニシテ満十九年以上ノ者トス。専修科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、其ノ年三月三十一日ニ於テ、満十二年以上ノ者トス。但シ特別ノ事情アル者ハ、其ノ年齢及素養ニ応ジテ相当科ノ相當年ニ入学セシムルコトアルベシ。

第十七条 生徒ニシテ引続キ一月以上他地方ニ滞留シ、滞留地青年学校ニ於テ教授及訓練ヲ受ケントスル場合

第一章 目的・名称及位置

第一条 本校ハ青年学校令ニ依リ、女子青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ、徳性ヲ滋養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル智識技能ヲ授ケ、以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス。

第二条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村女子青年学校ト称ス
第三条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村立宮川尋常小学校ニシタル時ハ其ノ都度届出ヅベシ
第三条 本校ハ生徒ヨリ授業料ヲ徵収セズ

- ハ、學校長ニ届出ヅベシ
第八章 雜則
第三条 本校ニ入学シタル者ニハ、所定ノ青年学校手帳ヲ持セシム
第三条 本校生徒ニシテ住所及身分等ニツキ変更ヲ生シタル時ハ其ノ都度届出ヅベシ
第三条 本校ハ生徒ヨリ授業料ヲ徵収セズ

【精道村女子青年学校學則】〔精道村議會議事錄〕昭和十年(一九三五)七月

- 第二章 科並ニ教授及訓練期間
第四条 本校ハ普通科・本科・研究科及專修科ヲ置ク
第五条 教授及訓練期間ハ普通科二年・本科二年・研究科一年・專修科六年トス
第六条 普通科・本科及研究科ノ生徒ハ同時ニ專修科ノ課程ヲ兼修スルコトヲ得

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數
第七条 本校ノ教授及訓練科目ハ左ノ如シ

| 科 | 課 | | 普通科 | 修身及公民科 | 普通学科・職業科・家事及裁縫科・體操科 |
|----------|----------------|----------------|-------|--------|---------------------|
| | 課程及時數 | 教授及訓練 | | | |
| 公修身科及公民科 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 |
| 公修身科及公民科 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國語・國史 | 國語・國史 | 國語・國史 |
| 普通学科 | 國語・國史 | 國語・國史 | 地理・地理 | 地理・地理 | 地理・地理 |
| 普通学科 | 國語・國史 | 國語・國史 | 地理・地理 | 地理・地理 | 地理・地理 |
| 職業科 | 地方産業 | 地方産業 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 |
| 職業科 | 地方産業 | 地方産業 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 |
| 裁家事科 | 家事大要・縫方縫方 | 家事大要・縫方縫方 | 裁家事科 | 裁家事科 | 裁家事科 |
| 裁家事科 | 家事大要・縫方縫方 | 家事大要・縫方縫方 | 裁家事科 | 裁家事科 | 裁家事科 |

第八条 各科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時数並ニ課程表左ノ如シ

| 科 | 課 | | 普通科 | 修身及公民科 | 普通学科 |
|----------|----------------|----------------|-------|--------|-------|
| | 課程 | 教授及訓練 | | | |
| 公修身科及公民科 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 |
| 公修身科及公民科 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國民道德ノ要旨・公民心得作法 | 國語・國史 | 國語・國史 | 國語・國史 |
| 普通学科 | 國語・國史 | 國語・國史 | 地理・地理 | 地理・地理 | 地理・地理 |
| 普通学科 | 國語・國史 | 國語・國史 | 地理・地理 | 地理・地理 | 地理・地理 |
| 職業科 | 地方産業 | 地方産業 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 |
| 職業科 | 地方産業 | 地方産業 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 | 音樂・音樂 |
| 裁家事科 | 家事大要・縫方縫方 | 家事大要・縫方縫方 | 裁家事科 | 裁家事科 | 裁家事科 |
| 裁家事科 | 家事大要・縫方縫方 | 家事大要・縫方縫方 | 裁家事科 | 裁家事科 | 裁家事科 |

【精道村教育ノ状況】〔市制施行三閑スル綴
昭和十四年（一九三九）〕

精道村教育ノ状況

| 科 | 課 | | 研究科 | 専修科 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 課程 | 教授及訓練 | | |
| 体操科 | 体操・遊戯 | 吾吾100 | 体操・遊戯 | 吾吾100 |
| 体操科 | 体操・遊戯 | 吾吾100 | 体操・遊戯 | 吾吾100 |

近代篇

本村ニ於ケル教育ノ状況ヲ現時ノ系統体系ニ基キテ其ノ

源流ヲ尋ヌレバ、元ヨリ學制ノ頒布ニ其ノ端ヲ発ス、然レ

トモ之ヲ學制頒布以前ニ遡ルモ由縫アリ、組織アル子弟

教育機関存セザルモ弘化年間（紀元二五〇四一七年）京都

ノ人佐竹某ハ、東芦屋ニ、多中某ハ西芦屋ニ、青山友松軒

ハ山芦屋ニ各寺小屋フ開キテ子弟ヲ教育セリ、後打出ノ

人天津某同村ニ之ヲ設ケテ村内ノ子弟ヲ教育セリト云フ

明治五年七月学制ノ発付セラルルヤ、西芦屋安樂寺ヲ仮

ニ於ケル公立ノ初等教育機関トシテ前記ノ精道尋常小学

校ノ外、宮川尋常小学・山手尋常小学・岩園_{尋常小}高等小

学校ノ四校アリ、外ニ私立翠ヶ丘尋常小学アリテ特種

ノ教育方針ヲ以テ初等教科ヲ終了セシム

幼兒教育

幼兒教育ノ機関トシテハ村立ノ精道幼稚園・宮川幼稚園・

山手幼稚園・岩園幼稚園ノ外、私立崇信幼稚園外三園ア

リテ以テ先ヅ幼兒教育ノ機関ヲ完フルニ足ル
青年教育

又青年大衆ノ為ニハ精道村青年学校・同女子青年学校ア

リテ、國民資質ノ向上ニ努力シツツアリ

中等教育

本村ニ於ケル小学校卒業者ノ上級学校へ入学スル者多數

アルノ実状ニ鑑ミ、中等学校設置ノ要望熾烈ナルモ未ダ

男子中等学校ノ設置ヲ見ルニ至ラズ、女子中等学校ニツ

イテハ漸ク昭和十二年四月ヨリ私立芦屋高等女学校ノ開

設セラルアリテ中等教育ノ基礎ヲ為セルモノト謂フベ

シ

社会教育

更ニ社会教育機関トシテハ教化修養団体トシテ精道村青

年団・同女子青年団・同婦人会・同教育会等アリテ夫々

団体ノ本質ニ根ザシテ活動シツツアリ、又之等アラユル

教化団体ヲ統合シタルモノニ精道村教化団体聯合会アリ

加盟団体実ニ九ヲ算シ村長・聯合会長トシテ社会教育ニ

闘スル活動ヲシテ相互強化セシムルヤウ努メツツアリ

6 社会世相

見舞品・寄贈慰問等ハ別紙規定ノ通り実行スル事ニ決
篇

議ス

右之通ニ候也

【日露戦争病傷死者に関する建議】

明治三十七年(一九〇四)十一月

議長 猿丸吉左衛門(印)

議員 増谷茂兵衛(印)

議員 間田慎吾(印)

議員 永井伊佐吉(印)

議員 松本又吉

議員 大利平吉

議員 山村吉藏

五番(岡田)議員ヨリ左ノ建議ヲ為ス

第一条 本村ニ於ケル出征軍人・名譽ノ戰死者又ハ病沒

遭難者ニ対シ、總テ村葬ヲ執行スル事

第二条 本村ニ於ケル出征軍人・傷病者ニ対シ村長ヨリ

村ヲ代表シ、見舞品ヲ寄贈シ又ハ慰問スル事

書記建議案朗読ス

一議長ハ建議採否ヲ會議ニ問フ

満場賛成、建議成立ス

五番(岡田)議員ハ本案成立ニ付テハ村葬執行ノ方法及

経費支出、委員設置等ノ事ヲ決議セラレン事ヲ述ブ

十番(山村)議員ノ發議ニヨリ、村葬執行方法及傷病者

第一條 本村ニ於ケル出征軍人ノ名譽ノ戰死者及ヒ病沒

者ハ、總テ村葬ヲ執行スル事

第二條 本村ニ於ケル出征軍人ノ(名譽ノ負)傷病者ニ

ハ見舞品ヲ寄送スル事

右及建議候也

明治卅七年拾一月四日

村會議員

岡田慎吾

村會議長

猿丸吉左衛門殿

りも上位を占めてゐる、これを種類別から見ると

農業 六〇〇 貸家貸宅等、三〇〇 商業、二、九八 工業、一、九六

配当、三、〇〇〇 債給、二、八三 賞与、七、三三 山林、一五

恩給、四〇〇 その他、二、五五

配当と俸給が大部分を占めてゐる。配当の多いのは住吉

の三、五六八・精道三、〇七九・御影二、一一といふ順

序で、俸給は精道の二、九三七・西宮二、〇六六・御影

一、五四九・住吉一、五四三となつてゐる。これによつて

阪神沿線の富豪地帯の分布状態が明かに判然するわけである

(三一日付)

西宮税務署管内の昭和四年度第三種所得稅額はこのほど

調査を終へた、それによると (単位千円)

【近畿防空演習】〔神戸又新日報〕昭和九年(一九三四)七月

防空演習最終日一精道村では二十七日夜から二十八日朝

にかけて徹宵警戒、住宅街の灯火は完全に書き消されて

只光るものは十六夜の月だけ、闇の地上に引きくらべて

帶を持った精道村は断然他の市町村を抜いて、西宮市よ

西宮、今津、鳴尾、大庄、西宮

武庫、良元、堺、甲東、堺、瓦木、三三

護りの後の平和朗らか

和やかな阪神沿線

芝、大社、西、精道、西、本庄、二、一五

本山、一、七三、魚崎、一、七九、住吉、七、六〇、御影、六、七三

合計四千五百六千円で、さすが蘆屋のブルジョア地

帶を持った精道村は断然他の市町村を抜いて、西宮市よ

空は無気味に明るく地上に団員の長い影をひく、敵機襲来／爆音が住宅街を驚かすや突如じまを破って高射砲と機関銃はうなる：九千の精銳の護りは堅く郷土を護つて明るい朝を迎へて、午前六時奮闘した十三分団の全員は宮川小学校に参集して解散式を行なひ、紙谷団長からは「好成績だった……」との講評あり、式終らんとする頃銀翼をならべた大編成隊の襲来は、同防護団にとっては將に平和の使者の如く迎へられ、朝靄は輝き嵐の跡の明朗な雰囲気に包まれた

(二九日付)

【室戸台風の惨状】〔神戸又新日報〕昭和九年(一九三四)九月

漲る復興気分慘禍の中心

阪神の街を行く

二十一日朝の高潮は浜沿ひの蘆屋一帯を前例のない程度にまで荒した、同夜は徹宵非常警戒裡に過し、明くれば二十二日の朝は空も曇り勝ちで、時々太陽が顔を覗かせ再度の不安を思はせたが、午後からは天候も定まり一帯の

住民に初めて安心を与へた、被害の最もひどかった本庄村は風の後の整理に村民・青年団・消防夫等が入りまして、早くも復旧につとめながら戦場の觀を呈し、空地と云ふ空地には濡れた畳や夜具・衣類が積まれて、陽の照りを待つてゐる、蘆屋管内で倒壊家屋の最も多い所だけに浜近の人家附近は到る所、ゴッタ返しで全く足の踏み場もない程である、それから東へ寄つた深江から神楽田の方は豪莊な邸宅が多いだけに被害程度は本庄村程ではないが、所々に見る広い庭園は全くの泥沼と化し、風雨に破壊された土壠の残骸が余りにも人目を引き、一度海岸へ出て見ると、難攻不落を誇つて居た様な頑丈な防壁はあの高潮に一たまりもなく崩壊されて、破片が倒れる所に散らされて居る、浜蘆屋方面へ來ると、ここも壊れた家屋や板塀の修理に忙しく浜辺近くの製材所では、材木の運搬に忙しく、まるで木材インフレ景気と云つた觀を呈して居り、海岸一帯の松原は衣類や家具の乾燥に賑はつて居る、なほ蘆屋衛生組合では飲料水の給水を行ひ、井戸がへを為し消毒薬を配給してゐる、魚崎町方面

篇代近

は他に比して被害程度も少かつたが、同役場ではこれを機会として今後の対策や衛生方面の強調につとめてをり、灘中学三年生以上の生徒職員及び深江の高等商船の学生が整理の為に奉仕的に甲斐々々しく働いてゐるのが特に復興気分を目立たせてゐる

(二三日付)

てゐる

(二四日付)

【日華事変特別税】〔チラシ〕昭和十二年(一九三七)十月

北支事件特別税に就て

本税は今回の北支事変による国費増加に備ふる為、曩に議会の協賛を経て制定せられたる北支事件特別税法に基き徵収せらるるのであります、現在の非常時國家の状態に克く恩を致され舉つて指定期日迄に完納せられ銃後援護と挙國一致の実を擧げられる事を望む次第であります

◎北支事件特別税法抜萃

△精道村〔住家〕倒壊一五・半倒壊三一・流失二五・浸水一五三五〔非住家〕倒壊三・半倒壊一・流失二・浸水一五(内工場五)、農作物損害四千円、船舶損失五、死亡者二名、負傷者五八名(内官公署員二名)、行方不明三名(中略)
なほ精道村役場では同村の復旧費約二万円見当を見積つ

第九条 個人ノ臨時利得特別税ハ昭和十二年分利得ニ

6 社会世相

付、之ヲ賦課シ其ノ利得ニ対スル臨時利得税額（臨時

租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ十五（百

円ニ対シ十五円）ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第六条三項

第九条一項

第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税（個人ノ臨時利

得特別税）ハ其ノ税額ヲ三分シ、左ノ三期ニ於テ之ヲ

徵收ス

第一期 昭和十二年十月

第二期 昭和十三年一月

第三期 昭和十三年三月

昭和十二年十月

精道村役場

◎燃ゆる愛國租税で示せ

◎納稅奉公輝く日本

◎銃後の護り我等の税金

【南京陷落の提灯行列】〔精道村資料〕昭和十二年（一九三七）十二月
精第一四〇六九号

昭和十二年十一月十一日

精道村役場

南京首都陷落提灯行列

提灯行列舉行ノ件

予テ御通知申上置候標記戰捷祝賀運動ハ、愈々本日午後
六時精道小学校ニ集合決行スルコト、致シ候間、右了知
ノ上御部内周知方可然御取計ヒ相成度及御依頼候也

— 672 —

近代篇

の山岳の崩壊があり、芦屋上水道水源地、阪神発電所の崩
壊と共に午前八時頃山下の新設のダム中上位ダムの西
側が決壊し一大音響と共に激流は土砂岩石を流し附近二
三軒の家屋を全壊又は半壊し下流へと奔つたのである。

一方芦屋川の支流たる高座川に於いても連日の豪雨のた
めロックガーデンよりの土砂の流出甚しく当日増水した
激流は土砂と共に溢れて岸際の二三軒の家を流失せし
め、人一名を死亡せしめつゝ下流へと押し流して來
たのである。

これより先午前九時頃新国道業平橋は上流よりの土砂・
岩石・流木の為め橋脚を堰止められたため水流は東西に
溢水し浸水家屋を出したのである。

又続いて十時過に至り城山橋・大僧小橋・大僧橋は夫々
溢水流失せしめられ次いで開森橋及御園橋阪急電車線北

側の桜橋は順次上流より押し流された家屋・土砂・岩石・
樹木に依つて堰止められ激流は東西に溢水し、殊に開森
橋東の土手の決壊に依り芦屋川の東道路は奔流の中心と
なり水量丈余に達し道路に接する家屋は無惨にも全壊又

は半壊し一階より救ひを求める声が人々の哀れを催した
のである。

かくして阪急線北梅橋より西岸より溢れ出た水は、水道
筋を西へ約二丁一階迄位土砂を運び阪急線北梅橋より西
一丁のガード下を南下し、附近一帯を荒し省線線上に
土砂を持込んだ。一方東に決壊した水は東芦屋一帯を忽
ち浸水せしめ激流は各道路に氾濫しその水勢は強く殆ん
ど自然のなすがまゝに蹂躪せられ、省線芦屋駅附近に至
り道路より一段と低い線路とを土砂にて埋没し、南下し
て新国道の決壊溢水と合し多数の家屋を浸没したのであ
る。

(二) 芦屋川上流被害状況
諸所の両岸壁の崩壊し岩石・土砂を堆積し以前の形を存
せざる箇所すら有る。

(三) 水車谷及河原毛附近
阪急芦屋川停留所山手二丁の城山橋より以北
阪神電車発電所は土砂及流木・岩石の為め川床高くなり
し為め土砂浸入せり。南方の杉浦製粉所に隣接せる猿丸

6 社会世相

— 673 —

弁治氏所有の水車小屋の北側がくづれ芦屋上水道の水源

地の殆んど壁際まで崩れ道は通行不能となつた。

寺沢氏邸横の川床に先般の水害後に作った堤は一部破損した。北部の高尾山の一部崩壊、白井氏邸南の川沿ひの竹藪は半分程流失、笠ヶ塚に属する川東の絶壁は崩壊以上の土砂・岩石・流木の為め川西（河原毛）の宮崎・

本出・中村・浪川氏邸は一部破損又は半壊し南隣の山中豊太郎氏邸は川沿いにあつたので、向側の山（笠ヶ塚野田氏所有）が崩壊した為その土砂が堰となり水が西の方に流れ川幅が狭くなり土砂堆積せしに依り川床非常に高

くなりし為め午前九時半過あと言ふ間に全部流失した。一部西方の高所にあつた土壠を残すのみ、山中氏所有の平家建（城山橋西詰北側）は屋根あたり迄土砂の為め埋まる。

寺沢氏談……芦屋川水車谷

午前五時頃より川西の岸壁（高尾山）が崩壊し七、八時頃に同岸壁は山津浪となりあたかも水と砂とが噴火口の如く落下した。その後は徐々に落下し続けてい

た。その震動は地震の如く数知れぬ巨岩が落下した。

午前八時頃新設のダムの上手・ダムが岩石・水の激流の為め決済した。午前六時から十時頃迄の豪雨の為め前記岸壁決済した為一二分間の間に少し下流の竹藪の岸壁が落下した。水量はその箇所にて二十尺位に迄増水した。阪神発電所の水の入口が何千貫の巨岩の為め堰がかけ停止した。五十年来私は芦屋に住んで居ますが未だこれ程の被害を蒙つたことは有りません。

（四）高座川の被害状況

午前七時頃高座滝の西、地獄谷の出水甚だしき為め義井氏の家屋全部流失し戸主政治郎氏は阪急停留所附近迄押流され死体となつて発見さる。附近的住家も小坂氏宅初め流失せるものあり、小坂氏の談に依ると物すごい濁水の為め一瞬に家は押流された。自分は辛うじて城山に逃げ岩井邸の裏一部破壊す。私設山芦屋水道鉄管鉢の如く曲折した。午前九時頃に鉄骨造りの高座橋は両岸浸蝕され陥落流失、急流の為め川床二三尺低下の異常現象を

近代篇

— 674 —

呈した。

鉄骨コンクリート造りの法泉寺橋は流木・土砂の為め堰止められてその欄干を破壊されその勢に乘じて濁流は直ぐ下の山口氏専用木造の大僧小橋を破壊流出し土砂の堆積おびただしく平常は川床より四間位高所に位する芦田邸の石壠を破壊し浸入土砂は床上三尺位。

（五）城山橋附近の被害状況

阪急停留所山手約二丁本流、高座川合流点

高座川下流の大僧橋は土砂の為め埋没し南側の阪上邸（道路より二尺位低い）平家建は軒迄埋没し南隣りの川口邸の板塀を破壊し本流の土砂と合して床上一尺位、土砂堆積更に石鍋・野瀬・稻垣邸を水は洗ひ金子邸床上一尺位浸水した。

（六）某青年団員談……（金子邸に就いて）

午前十時半頃金子邸に行くと水はすでに来て家人は大聲で救いを求めた。団員数名は濁水益々増す中に手の施し様もなく一旦引返したが勇気を盛返して家人と共に家に飛込んで遅早く重要な物を取出し運搬した。

午前十時半頃金子邸に行くと水はすでに来て家人は大聲で救いを求めた。団員数名は濁水益々増す中に手の施し様もなく一旦引返したが勇気を盛返して家人と共に家に飛込んで遅早く重要な物を取出し運搬した。

某牛乳店談……（川西国道北側）

ハナヤ勘兵衛写真店近所は八時頃より約二百軒浸入し出した。初め小川・下水がつまり氾濫、国道業平橋の

社会世相

— 675 —

最もひどかった。

宮川小学校は午前十一時過から浸水した模様である。

水が溢水した為め濁水最高水量は大人の首程迄来た。
一方川西国道以南の地域は権の深を相当に荒し津知方面迄流れた。

大野氏談に依れば最初早朝より小川の増水に依り床辺迄水が来た。一時引いたが業平橋の氾濫に依り床上程度の浸水を見た。

川東国道以南の地域は業平橋氾濫の水と開森橋附近に於ける氾濫の激流と合して芦屋唯一の商店街を床程度に浸水を来たして阪神電車ガード下を通り更に南下し宮川小学校に於いては宮川氾濫水と合し相当甚大な被害を現出した。更に南下せる濁水は先般関西大風水害直後施行せられたる海岸防潮堤に堰止められ水が停滞し附近一帯の住宅は床程度の浸水を見た。

某商店主談……(芦屋三八通)

溝水は早くから溢れ出た。其の後国道業平橋氾濫及阪急附近からの氾濫水の為午前九時頃から急激に浸入して来た。手の施し様なくたゞ見まもる許りで、濁流は街路上を押流れ水流は午前九時半より午前十時過迄が

篇

近代

【水害日誌】「水害日誌」昭和十三年(一九三八)七月

水害日誌 自昭和十三年七月五日至昭和十三年七月卅日

七月五日

一早晩ヨリ村内各河川氾濫ノ為メ、消防組青年団人夫總出動、防水作業ニ従事ス

一吏員ノ分担事務ヲ定メ、各其ノ部署ニツク

一芦屋公会堂・精道小学校・山手小学校ニ避難民百十三名収容シ炊出ヲ為ス

七月六日

一災害応急費トシテ、金壹万円専決処分ス

一緊急村会協議会開会、応急対策ニ付協議ス

一芦屋川土砂取除ニ消防組・青年団・人夫二百三十五名出動

一吏員ヲ五班二分チ、被害状況ヲ調査ス

- 676 -

従事ス

一岡部県議・馬殿良元村長、水害見舞ニ来村セラル

七月九日

一村委会協議会開会、水害対策ニ付協議ス

一勤労奉仕団左ノ通(下略)

一大金侍従住吉川視察セラル、大利村長災害状況ヲ報告

ス

一内務大臣水害地視察ノ為メ来村、芦屋川ヲ視察セラル

一有吉尼崎市長・米窪満亮氏水害見舞ニ来村セラル

七月十一日

一緊急村会招集、災害応急費追加予算(三万円)並ニ水害対策委員規程設置ノ件可決ス

一山口兵庫県會議長水害見舞ニ来村セラル

一被害調査委員ニ依ル被害調査ヲ開始ス

七月十三日
一水害対策委員会開会(道路・河川・水道各委員)道路溝渠整理応急処置案ニ付協議ス

一安井御影町助役・池田甲東村助役・井口尼崎市秘書課

一中島西宮市社会課長、以上水害見舞ニ来村セラル

一芦屋川ヲ詳細視察セラル

ス
一西宮元郡役所ニ於テ臨時武庫郡町村長会開会、筏助役出席、水害対策ニ付協議ス

一神戸市選出代議士砂田重政氏水害地視察ノ為来村セラル

七月十四日
一午前八時二十分省線芦屋駅着電車ニテ、故陸軍歩兵上等兵神田勇君ノ英靈凱旋サル、村内小学校児童職員・各教化団体・一般村民多数出迎フ

一西宮市役所ニ於テ、第一回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

一住吉村ニ於テ、県主催災害地ニ於ケル青年団ノ勤労奉仕ノ件ニ付協議ス、筏助役出席

七月十五日
一阪神間水害復興期成同盟会一行兵庫県庁ニ於テ、水害対策二付知事ニ陳情、大利村長上県

一前兵庫県知事岡田周造氏水害見舞ニ來村セラル
一神戸聯隊区司令官小松大佐水害見舞ニ來村セラル

七月十六日

一水害対策委員会（道路・河川・水道各委員）開会

一大蔵省書記官式村義雄氏・事務官森尚孝氏水害地視察ニ來村セラル

一役場ニ於テ、第二回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

七月十九日
一水害対策委員会（道路・河川・水道各委員）開催

一水害関係衛生組合長会開催

七月二十日
一午前九時芦屋川土砂取除応援ノ為メ、姫路輪重兵第十一聯隊小林部隊三浦隊長以下百八十三名、トラック三十台來村、精道小学校ニ本部ヲ置ク

一午後四時半頃阪神電車打出停留所踏切ニ於テ、阪神電車ト軍用トラック衝突、七名ノ死傷ヲ出ス

近代篇

- 678 -

一村長代理筏助役・正井在郷軍人分會長及村會議員一行、
死傷者收容ノ西宮回生病院及精道小学校ソ本部ヲ見舞

フ
七月二十二日
一昨日ノ衝突事件ニ關シ、兵庫県土木部庶務課長來村

一死亡輪重兵一等兵鈴木三郎氏・重傷輪重兵二等兵田中久人氏ニ對シ、村ヨリ弔慰金並ニ見舞金ヲ贈呈ス

一原隊ヨリノ引揚命令ニ依り、午後二時輪重兵三浦隊引揚グ、役場ヨリ同隊ニ對シ慰問袋贈呈ス

七月二十三日
一大利村長東京ヨリ帰村

七月二十四日
一内務参与官、水害地視察ノ為メ来村セラル

一西宮市役所ニ於テ、災害地關係町村助役会開会、筏助役出席（被害調査ニ關スル件）

一西宮市役所ニ於テ、第三回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

一阪神間水害復興期成同盟会県議一行、國庫補助運動ノ

【精道村銃後奉公会々則】昭和十四年（一九三九）
精道村奉公会々則

第一条 本会ハ精道村銃後奉公会ト称シ、事務所ヲ精道村役場内ニ置ク

第一条 本会ハ國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ、舉鄉一致・兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共ニ、
軍事援護ノ実施ニ當リ、益々義勇奉公ノ精神ヲ振作ス
ルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ本村ニ居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス
第四条 本会ハ第一條ノ目的ヲ達スル為、關係團体ト緊

密ナル聯絡ヲ保チ、左ノ事業ヲ行フ

一兵役義務心ノ昂揚

二隣保相扶ノ道義心ノ振作

三兵役義務履行ノ準備

四現役又ハ應召軍人、若ハ傷痍軍人並ニ其ノ遺族、

家族ノ援護

五労力奉仕其他家業ノ援助

六弔慰

七慰問、慰籍

八犒軍

九身上及家事相談

十軍事援護思想ノ普及徹底

十一其他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

前項事業ノ細目ニ付テハ、理事会ノ議決ヲ經テ之ヲ定

ム

第五条 本会ノ事業ニ必要ナル経費ハ、会員之ヲ負担ス
ルモノトス

前項ノ負担ノ程度及方法ハ、理事会ノ議決ヲ以テ之ヲ

定ム

第六条 本会ハ特別ノ事情アル会員ニ対シテハ、理事会

ノ決議ニ依リ其ノ負担ヲ減免又ハ猶予スルコトヲ得

第七条 本会ハ会員ニ対シ兵役ニ服セザルノ故ヲ以テ、

特別ノ負担ヲ為サシメサルモノトス

第九条 会長ハ精道村長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十二条 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非サレハ、

開会スルコトヲ得ス、理事会ノ議事ハ、出席者ノ過半

数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル

所ニ依ル

第十五条 本会ノ基本金及歳計現金ハ、理事会ノ議決ニ依

リ郵便貯金ト為シ、又ハ確実ナル銀行等ニ預入レ、又

ハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第十六条 本会ノ事業ノ執行及会計ニ付テハ、兵庫県知事

ノ監督ヲ受クルモノトス

附 則

第十九条 本改定会則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

要とする所である私は再び切に之を諸君に勧告する。
(中略)序に一言したきは、近頃市外生活の利を知りて、

西に南に、電車或は鉄道等を利用して、其沿線に多くの
転地計画を見るのは至極結構な事であるが。一つの土地
が宜いと云へば、其土地の如何なる處でも宜いかのやう
に考へて、屢々人家の頗る稠密なる、更に田園もなき街
衢の中程に転地して、矢張り大阪に優れりと考へて居る
呑氣者流がある。併しながら是は頗る注意すべきこと
で、如何なる健康地といつても矢張り其場所の関係に於
て、前にいつたやうな處では衛生上何の利益を得ること
は出来ない。是非共人家の疎らなる周囲に空地の広き
頗る晴々とした、空気の清潔なる所を探ばなければな
らぬ。殊に大阪近辺では其家屋及び市街の構造は大体大
阪を模範として居る傾きがあるので、廣闊なる土地を利
用し得べき処でさへも、矢張り狭苦しき道路と庭園とを
取り、極めて狭隘の家屋を建て、又建てつゝある有様で
あるが、此状況は西の宮を中心として其附近の繁華な
る町に頗る多い。殊に此辺には酒造家が多いので、家の
を見計つて、樂しき田園生活に付くべきことは特に其必
要とする所である私は再び切に之を諸君に勧告する。

【都市と田園附市外生活の幸福】

明治四十一年(一九〇八)一月

都市と田園附市外生活の幸福

大阪府立医学校長医学博士 佐多愛彦君口演
(上略) 大阪は世界中の都會の内でも、其面積の割合に
人口の頗る多き事、道路の極めて狭隘なる事、家屋の暗
陋なる事、公園の無き事、煤煙の甚しき事等總て不健康
なことにかけては、殆ど他に其類を見ぬ位の劣等な土地
である。将来其市区の改正、建築法の設定、工場法の施
行、衛生法の進歩、公園の新設等に依つて、漸次其弊害
を除いて行かなければならぬが、此等は皆永久に亘る至
難の問題であつて、一朝一夕に其目的をば達し得べきこ
とではない。されば差当つての所では、斯る不摂生の土
地を立退いて、唯勤務の場所とし、別に市外交通の利便
を見計つて、樂しき田園生活に付くべきことは特に其必

棟の高き醸造庫が沢山あるから、其周囲は年中日蔭にて、

光線の顔を見ぬと云ふやうな処がある。斯る処へ転地などをして、畢竟是れ何の役にも立たない。冀くば山に近き處、或は海岸の広々たる処に向ひ、家は如何に粗末なるものでも構はぬから、転居されたきものである。次には転地の場所の位置と風向きの模様と家の向きであるが、家の向きは成るべく南向きが都合が宜い。風に対する関係も大阪附近ではこの方が好都合の様で西向きの家を建てねばならぬ処は、風が烈しい為に余り宜くないやうに考へる。此点から見て私は、大阪神戸間の或る沿岸は浜寺附近の沿岸よりも其向きが宜いと思うて居ります。

【阪神地方の健康地】〔市外居住のすすめ〕明治四十一年（一九〇八）一月

阪神附近の健康地

大阪長谷川病院長東京帝國大學衛生學科細菌學科專攻長谷川清治君口演

〔上略〕抑も健康地即ち養生地なるものは、洋の東西を

問はず、南に海を控へ北に山を負ひ居る箇所を最良とす

ることは一般の定論になつて居る、斯る箇所は冬暖かに夏涼しく、寒暖の差甚だしからざる為めであつて西宮神戸間は實に此健康地として最良なる要素を具備して居る。併しながら神戸最寄の方で海岸に接する方は、人家接続して市街の体裁をなし、稍雜踏の傾きがあつて面白くない。依つて此部分を除き其山の手及び住吉魚崎辺より西宮迄は山の手、海浜共に宜しい。空氣は固より清新で、土質も海浜は砂白く水清く山の手は砂又は赤土で飲料水も多く善良である（夙川、芦屋川、深江、住吉川両岸、ならびに其附近は井水最も良く、山間谿谷より流れる小川、又は自然に湧き出す清水も清良である。其他山に近き箇所と海岸の間は掘抜井水最も良し）土地は面積広闊で別荘、住宅、園遊地等好み次第に出来る。殊に此等の地の附近には名所旧跡も多いから、自然歴史的聯想を惹き起し、少なからざる趣味を感じしめる、即ち西宮町に西宮神社（県社俗に蛭子）、海清寺、順心寺、圓満寺等の名社名刹あり、御前浜とて神功皇后が三韓より凱

篇代近

- 682 -

陣の際、築紫より御着船ありたる古跡、越水とて細川高國の属将瓦林政頼の拠守したる城址あり。又広田村には広田神社（官幣大社）とて神功皇后摂政元年の創建に係る名社あり、甲山、打出の浜、阿保親王の墳、芦屋の里、岡本の梅林、求女塚、住吉神社（神功皇后摂政中の創建にて皇后の地上に挿み給ひし釣竿の枝葉を生したるあり）摩耶山城趾其他名所旧跡数多く、何れも由緒因縁のある個所である。而かも多くは絶勝の地に在つて、奇巖怪石の屹立蟠居するあれば、或は楓樹、或は老杉古松、将た梅桜桃李の趣を添ゆるあつて遠近の眺望頗る絶佳なるものがある。芦屋川下流より深江に至る海岸は、青松自然に發育して枝葉甚だ雅致あり、一面の白砂細綻其汀を洗ひ、遙か紀淡の翠巒を煙波渺茫の間に眺め、東に大阪、西に神戸、北は六甲摩耶の連峰を望み、呼べば應へんとする如き風景は、宛然一幅のパノラマに對するの思ひがある。而も此地の土質は深部迄砂質層で表層は常に乾燥する。而も此地の土質は深部迄砂質層で表層は常に乾燥し、飲料水は頗る清潔善良である。風は西南及東北多く時に北風もあるが、暑中は東風打出の海面より、西南の

風は渺たる海面を伝はり北風は六甲山麓の樹木を瀧き来るより、清風衣袂を払ひ云はんかたなき爽快を覚える。又運動に適する場所の多きはいふ迄もなきことであつて前に控へし海より網を擧れば澆漑たる魚を得られ、雞卵、蔬菜の類は自ら飼育培養せられ、殊に神戸大阪を距る遠からざるを以て魚肉菜菓を始め日需万般の品を取寄する必ずしも困難でない。斯く便利で風景もよく健康に適する地は他に多く類を見ざる所で、療養所としての成績も甚だ佳良である。即ち一昨年来西宮、打出、芦屋、深江、青木、魚崎、住吉邊に身体虚弱なる人、慢性肋膜炎、或は慢性腹膜炎、肺炎加答兒等の病に罹つて転地療養をなしたるものに就て成績を聞くに永く滞留した人々は多く金快せしとのことであつた。又昨年来此方面に一家を挙げて移転し來り、小児は其地方小学に、青年は神戸或は大阪に通学せしめ、主人は大阪に通勤して居るものを見受くるが、此等の人々は在阪中多く病人の絶えことなかりしに引代へ、其小児の如きは打て変つた健康者となり、其他も是れに準して健康を加ふるに至つた事実談を

聞くことが多い。以上の如き効験は從来療養地として人口に賄えして居た須磨地方に比べても、一步も譲らないことは慥かなものである。彼の東海岸なる堺・浜寺・岸和田等の如きは如何であるか、先輩学者の唱導せる説を参照し之を考ふるに、どうも同一効験を見るることは六ヶ月に亘り、山水の景或は大いに賞すべきものありとするも真正の療養地としては如何であるか、私は之を認めることが出来ぬのである。海面に向ひ家屋を建れば、冬は西風の為め寒冷強く、夏は射入の光線を受くるを以て涼氣少かるべく、到底療養地と認められまい。併し其詳しい理由は今之を略して他日に譲ることゝしよう。

(中略)

近來西宮神戸間の海浜に続々家屋の建築を見るに至つたので、前途其閑静は如何あらんかと危ぶむ人もある様であるが、それは御配慮に及ばんので、山の手方面の広瀬なる個所、其他六甲山脈に連つて其下に起伏せる山と山との中間、或は又丘阜の如きものが処々あつて、四季夫

々に趣を換へ、風景海浜に劣らざる箇所はまた／＼沢山ある。此等の地は遠景を欠いては居るが、山巒に上れば四方の眺望却て宜しきものあつて遙かに白帆の徂徠するを数ふるなど無限の楽しみがある。空氣の宜しきことはいふまでもなく、嚴寒盛夏の候も一層凌ぎ易く、健康上には一層好適の地である。此辺は松露の如きも発生する所で、気候温暖の為め他より半ヶ月位も早生するとの事故、梅花の如きも之に準して早い。唯此辺は交通尚未だ不便の為め余り都人士には知られて居ないが、追々世人に知られて一小楽園となるのは余り遠いことでもあるまい。されば保養上の土地は幾許でもあるから、其辺の事は決して憂ふるに及ばない。

【郊外生活の感想】〔郊外生活〕二一五 大正四年（一九一五）五月

四十八人の言ふところ

郊外生活に就いて
一何の動機から只今の地へお住居をお定めになりました

か
二從前はどうちらにお住居になりましたか
三生活の地として只今の場所のどんな点が最も御主人のお氣に入りましたか

四阪神沿線にお越しになつてから御家族の健康状態は如何でござりますか

五郊外生活について母堂と夫人とが痛切に感じてお出でになる事は何でござりますか

長谷川如是閑氏（芦屋）

一大阪市内の塵煙多く日に不快を感じるより移転しました
二大阪西区の西の方面に居りました
三蘆屋川堤防に青松繁茂し、海風之を通過し来る。空氣の清淨なると飲料水の清潔なるが氣に入りました

四予想外壯健になり一同肥満しました
五西区内に比し空氣新清、自然室内清潔なるには好感を覚え候。郊外生活としては、日用品割合に高価なるには悪感を覚え候

7 住居地です

谷本富氏（芦屋）

一 南仏地中海岸に似たる風景地として健康地として十年來
懐暮の余り、退官後直にト居移住せり
二 京都市中御苑近くに家を構へたり
三 気候溫和にして感冒少しきを最も喜ぶ。新鮮の魚と芳醇
の酒と共に他に誇るに足らん
四 京都在住中は四時氣候の變る毎に病辱の人たりき、今
は一ヶ年内假床を設くること殆んどなし。大慶至極な
り
五 荆妻は地方の行儀悪しきが多く小女の教育築方に困り
居れり。但し健康第一、自然第一と自分は申聞候

【六麓莊住宅地案内】パンフレット 昭和六年（一九三二）頃

六 麓 莊

位置 六麓莊は阪神両都市の中央芦屋（打出）の北方東
六甲山麓にありまして武庫郡精道村に属し、大社村・
苦楽園に隣接して居ります、地勢は南より北上して緩

勾配で北背六甲の麗峰を負ひ恰も富士の裾野に彷彿せ
る一画であります

景勝 海拔百米乃至二百米の高地でありまして綠樹に富
み、池あり谷あり、六甲の翠巒を眺め氣分生々とし、
更に視界を転ずれば阪神沿線一帯の都邑を一瞬に窺
め、東は遠く生駒・葛城の連峯及び摂河の平野を、南
は茅海、紀淡海峡に臨み、紀州・淡路・四国を俯瞰し、
真に一幅の画を展するの觀があります

健康地 土地高燥、空氣清澄加ふるに風光明媚なる天惠
の別天地でありまして、氣候は冬暖く夏冷しく、医界
に於ては東洋一の健康地と推奨せられて居る地域であ
ります

安全地帯 将来有事の際都會生活には防空の緊切なるこ
とを認められ、一面大惨禍をも想像せらるゝに当りて、
樹木と自然の地形とによりてカムフラージュせられた
る防備地にして、而も産業都市より交通便利な近距離
に在る安住地としては眞に理想の六麓莊であります。
又過般悲惨な目に遇はされたる関西風水害の際、其罹

図つて居る次第であります。電燈・電熱は電話と共に
地下線とし、自然の風致を損せざるやう電柱の乱立を
避け、且つ非常時に安全を期する為、此亦多大の費用
を掛けまして地下埋設としました。電話は六麓莊独特
の地下線で我国住宅經營地で初めての試みであります
す、風雪の際故障の惧なく又故意に切断せらるゝの憂

なく、並列の柱を見ざる快感は實に風光明媚と相俟つ
て他に其の類を見ざる處であります、尚電話は芦屋局
に属して普通区域となつて居ります。道路鋪装は莊内
道路の幹支線共全部を滑べらぬ粗面コンクリートにて
鋪装を施し、両側に緑芝の歩道を設けて道路の完全と
美觀とを併せて保有せしめたる事は、六麓莊の誇りと
する所であります。運動場は一時に多人数の集合に適
する場所とし、テニスコート・ローラースケート場・
小兒プール及小供用運動器具を備へ付け、運動・散歩
に好適の場所としてあります。俱樂部は大阪庄海氏寄
贈の豊公ゆかりの茶席残月亭を落合橋畔展望唯一の所
に移築し、六麓莊俱樂部として各位の御使用に供して

神戸瓦斯会社より供給を受け、居住者の經濟的至便を

居ります

価格低廉 以上の如き風光明媚の健康安住地にして、然かも隠れたる處に巨資を投じ、文化的施設を完備したるものにして斯かる廉価（価格表参照）の土地は殆んど其例を見ないのであります
交通 阪神両市との連絡には、阪急・省線・国道・バス・阪神五線の交通機関備はり、芦屋及打出方面よりタクシーを利用せらるれば数分にして達します、阪急芦屋川・省線芦屋駅・阪神国道より六麓荘間に乗合自動車を運転して居ります、此間所要時間は五分乃至八分間であります、大阪・神戸市より自動車ならば三十分以内にて達します。

地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱して、一家族を不衛生極まる煤煙と塵埃の中より救はんが為、健康安住地を需めらる、諸賢は、是非理想の住宅地六麓荘を一度御来観賜はり、将来の御良計を策てられん事を切望する次第であります、御用の節は本社へ御一報願へば

社員御伺ひ致します。

六麓荘経営地地割価格表

| 番号 | 区割 | 坪数 | 単価 | 番号 | 坪数 | 単価 | 番号 | 坪数 | 単価 |
|-------|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|
| 一 | 壹 | 四 | 壹 | 二 | 壹 | 四 | 三 | 壹 | 四 |
| 四 | 壹 | 六五 | 四 | 七 | 壹 | 七 | 五 | 壹 | 七 |
| 五 | 壹 | 六 | 四 | 八 | 壹 | 八 | 六 | 壹 | 八 |
| 六 | 壹 | 九 | 四 | 九 | 壹 | 九 | 七 | 壹 | 九 |
| 七 | 壹 | 十 | 四 | 十 | 壹 | 十 | 八 | 壹 | 十 |
| 八 | 壹 | 十一 | 四 | 十一 | 壹 | 十一 | 三 | 壹 | 十一 |
| 九 | 壹 | 十二 | 四 | 十二 | 壹 | 十二 | 三 | 壹 | 十二 |
| 十 | 壹 | 三 | 四 | 十三 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十一 | 壹 | 三 | 四 | 十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十二 | 壹 | 三 | 四 | 十五 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十三 | 壹 | 三 | 四 | 十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十四 | 壹 | 三 | 四 | 十七 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十五 | 壹 | 三 | 四 | 十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十六 | 壹 | 三 | 四 | 十九 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十七 | 壹 | 三 | 四 | 二十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十八 | 壹 | 三 | 四 | 二十一 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 十九 | 壹 | 三 | 四 | 二十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十 | 壹 | 三 | 四 | 二十三 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十一 | 壹 | 三 | 四 | 二十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十二 | 壹 | 三 | 四 | 二十五 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十三 | 壹 | 三 | 四 | 二十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十四 | 壹 | 三 | 四 | 二十七 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十五 | 壹 | 三 | 四 | 二十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十六 | 壹 | 三 | 四 | 二十九 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十七 | 壹 | 三 | 四 | 三十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十八 | 壹 | 三 | 四 | 三十一 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 二十九 | 壹 | 三 | 四 | 三十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十 | 壹 | 三 | 四 | 三十三 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十一 | 壹 | 三 | 四 | 三十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十二 | 壹 | 三 | 四 | 三十五 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十三 | 壹 | 三 | 四 | 三十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十四 | 壹 | 三 | 四 | 三十七 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十五 | 壹 | 三 | 四 | 三十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十六 | 壹 | 三 | 四 | 三十九 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十七 | 壹 | 三 | 四 | 四十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十八 | 壹 | 三 | 四 | 四十一 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 三十九 | 壹 | 三 | 四 | 四十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十 | 壹 | 三 | 四 | 四十三 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十一 | 壹 | 三 | 四 | 四十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十二 | 壹 | 三 | 四 | 四十五 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十三 | 壹 | 三 | 四 | 四十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十四 | 壹 | 三 | 四 | 四十七 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十五 | 壹 | 三 | 四 | 四十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十六 | 壹 | 三 | 四 | 四十九 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十七 | 壹 | 三 | 四 | 五十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十八 | 壹 | 三 | 四 | 五十一 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 四十九 | 壹 | 三 | 四 | 五十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十 | 壹 | 三 | 四 | 五十三 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十四 | 壹 | 三 | 四 | 五十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十五 | 壹 | 三 | 四 | 五十五 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十六 | 壹 | 三 | 四 | 五十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十七 | 壹 | 三 | 四 | 五十七 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十八 | 壹 | 三 | 四 | 五十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 五十九 | 壹 | 三 | 四 | 五十九 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十 | 壹 | 三 | 四 | 六十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十一 | 壹 | 三 | 四 | 六十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十三 | 壹 | 三 | 四 | 六十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十五 | 壹 | 三 | 四 | 六十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十七 | 壹 | 三 | 四 | 六十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 六十九 | 壹 | 三 | 四 | 七十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 七十一 | 壹 | 三 | 四 | 七十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 七十三 | 壹 | 三 | 四 | 七十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 七十五 | 壹 | 三 | 四 | 七十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 七十七 | 壹 | 三 | 四 | 七十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 七十九 | 壹 | 三 | 四 | 八十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 八十一 | 壹 | 三 | 四 | 八十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 八十三 | 壹 | 三 | 四 | 八十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 八十五 | 壹 | 三 | 四 | 八十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 八十七 | 壹 | 三 | 四 | 八十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 八十九 | 壹 | 三 | 四 | 九十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 九十一 | 壹 | 三 | 四 | 九十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 九十三 | 壹 | 三 | 四 | 九十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 九十五 | 壹 | 三 | 四 | 九十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 九十七 | 壹 | 三 | 四 | 九十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 九十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百零一 | 壹 | 三 | 四 | 一百零二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百零三 | 壹 | 三 | 四 | 一百零四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百零五 | 壹 | 三 | 四 | 一百零六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百零七 | 壹 | 三 | 四 | 一百零八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百零九 | 壹 | 三 | 四 | 一百一十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百一十一 | 壹 | 三 | 四 | 一百一十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百一十三 | 壹 | 三 | 四 | 一百一十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百一十五 | 壹 | 三 | 四 | 一百一十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百一十七 | 壹 | 三 | 四 | 一百一十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百一十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百二十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百二十一 | 壹 | 三 | 四 | 一百二十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百二十三 | 壹 | 三 | 四 | 一百二十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百二十五 | 壹 | 三 | 四 | 一百二十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百二十七 | 壹 | 三 | 四 | 一百二十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百二十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百三十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百三十一 | 壹 | 三 | 四 | 一百三十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百三十三 | 壹 | 三 | 四 | 一百三十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百三十五 | 壹 | 三 | 四 | 一百三十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百三十七 | 壹 | 三 | 四 | 一百三十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百三十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百四十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百四十一 | 壹 | 三 | 四 | 一百四十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百四十三 | 壹 | 三 | 四 | 一百四十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百四十五 | 壹 | 三 | 四 | 一百四十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百四十七 | 壹 | 三 | 四 | 一百四十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百四十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百五十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百五十一 | 壹 | 三 | 四 | 一百五十二 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百五十三 | 壹 | 三 | 四 | 一百五十四 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百五十五 | 壹 | 三 | 四 | 一百五十六 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百五十七 | 壹 | 三 | 四 | 一百五十八 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |
| 一百五十九 | 壹 | 三 | 四 | 一百六十 | 壹 | 三 | 三 | 壹 | 三 |

8 地 誌

摂津国菟原郡芦屋村誌

沿革

【摂津国菟原郡芦屋村誌】「芦屋村誌」明治十七年(一八八四)
(表紙)

摂津国
菟原郡
芦屋村誌

汎例

一本誌ハ昨明治十六年一月布達丁第壹号及ヒ全第六号ニ照準シテ調査スルモノナリト雖モ、故ラ茲ニ沿革・疆域・地質・鉄道・墓地・道路・電線・森林・橋梁・河渠・堤塘、及ヒ民業等ノ別項ヲ掲ケ以テ尚キ精密ナル実況ノ考拠ヲシテ満足タラシム。

明治十七年四月

菟原郡深江組戸長

久保平兵衛謹誌

近代篇

芦屋村

阿志

○創置年号及ヒ古時名称等ノ事跡ハ絶ヘテ微

スルニ因ナシ、中興ヨリ西芦屋・東芦屋・山芦屋・水車芦屋・茶屋芦屋・樋口芦屋・浜芦屋村ノ七ヶ村ヲ総括シテ偏ニ芦屋村ト称ス

古時芦屋庄ニ属ス天正年中豊臣氏領代官村上孫右衛門ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡ヒ徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ、寛永十二年青山大蔵代テ領ス、正徳元年ヨリ松平遠江守所トナル、明和六年徳川氏此地ヲ

収メ其直轄ノ地トナス、世々大阪代官ノ管轄スル所タリ、徳川氏ノ大政ヲ奉還スル明治元年二月兵庫裁判所ヲ設ケ之ヲ収ム、此年五月本県ヲ神戸港ニ置キ之力管地ト為ス、同四年本村挙テ本県ノ管轄トナル、同五年本県区画第拾七区ニ属シ、全年之ヲ改メテ第六区トナス、同十二年一月区画ヲ廢シ、更ニ菟原郡役所ヲ住吉村ニ置キ之カ所轄トナリ、后十三年十二月之ヲ武庫郡西宮町ニ移置セラル、則チ本村ハ現今之レカ管轄タリ

疆域

東西八打出村字大溝川ヲ以テ界シ西ハ深江・津知及ヒ三条村ノ耕地ニ接シ、北ハ六甲山ノ頂嶺ヲ限り、南ハ海岸ヲ以テ限ル

幅員 東ハ打出村字大溝川ヲ以テ界シ西ハ深江・津知及ヒ三条村ノ耕地ニ接シ、北ハ六甲山ノ頂嶺ヲ限り、南ハ海岸ヲ以テ限ル

東西四百八拾間南北五千四百四拾間、周囲毫万一千八百四拾間、積面武百七拾毫万毫千武百坪

地種総計

官有地

第一種 壱筆 反別壹町三反壹畝九步

第二種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第三種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第四種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第五種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第六種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第七種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第八種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第九種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十一種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十二種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十三種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十四種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十五種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十六種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十七種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十八種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第十九種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十一種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十二種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十三種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十四種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十五種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十六種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十七種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十八種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

第二十九種 六筆 反別壹町四反七畝拾三步

字地

杖東津恵比賀志
津谷都多笠ヶ塚官林ノ南方ニアリ家屋及ヒ畠地タリ
藤ヶ谷都多笠ヶ塚官林ノ南方ニアリ家屋及ヒ畠地タリ
山坂佐加麻○笠ヶ塚官林ノ南方ニアリ畠地タリ
瓦器羅計○城山官林ヲ隔テ山坂ノ西隣ニ方ル田地タリ
北溝美曾多○瓦器ノ西北ニアリ畠地タリ
冠無利○城山官林ヲ隔テ北溝ノ西南ニアリ畠地タリ
山ノ下夜麻能○藤ヶ谷ノ南方ニアリ家屋散在其他田圃タリ

— 691 —

— 690 —

西ノ坊保宇○冠ノ直南ニ方ル家屋及ヒ畠地タリ
芝ノ掛志婆能○法泉寺ノ東方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
開守母理○芝ノ掛ノ東南ニ方ル畠地タリ
松ノ内麻都能○芦屋川ヲ隔テ開守ノ東隣ニ方ル家屋及ヒ

山角夜麻○井ノ尻ノ東方ニアリ田地タリ
芦原和羅○山角ノ東方ニアリ田地タリ
走り田波志理○芦原ノ南方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
辰巳多都○走り田ノ南ニ方ル家屋及ヒ田地タリ
田中多奈○走り田ノ西北ニ方ル田地タリ
徳塚津加○田中ノ直西方ニアリ田地タリ
平足比羅○徳塚ノ直西方ニアリ田地タリ
中程保度○芦屋川ヲ隔テ平足ノ西隣ニアリ田地タリ
前田蛇麻恵○中程ノ直西方ニアリ田地タリ
田中加度○走り田ノ西北ニ方ル田地タリ

舟戸登布奈○松ノ内ノ東方ニアリ田地タリ
九ノ坪都保○舟戸ノ東方ニアリ田地タリ
寺田低羅○西ノ坊ノ東方ニアリ田地タリ
西ノ口久尔斯能○法泉寺ノ直南ニアリ田地タリ
北ノ口久智能○芝ノ掛ノ直南ニアリ田地タリ
古屋敷志氣○開守ノ西南ニ方ル家屋及ヒ田地タリ
岸ノ下志多能○西ノ口ノ直南ニ方ル田地タリ
南ノ口能久智美奈○北ノ口ノ直南ニアリ田地タリ
狩屋加理○古屋敷ノ南方ニアリ田地タリ
中ノ内奈加能○松ノ内ノ直南方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
井ノ尻利志○中ノ内ノ直東方ニアリ田地タリ

傍示保宇○前田ノ直西方ニアリ田地タリ
ケカ、子賀寧○辰巳ノ南方ニアリ田地タリ
八田蛇麻○ケカ、子ノ東南ニ方ル田地タリ
大樹於須○八田及ヒケカ、子ノ西方ニ方ル畠地タリ
申新田武天佐流志○大樹ノ西ニ方ル家屋及ヒ畠地タリ
権ノ老古武能○芦屋川ヲ隔テ申新田ノ西隣ニ方ル田地タリ
リ

平田多比羅○権ノ老ノ直南ニ方ル畠地タリ
樋ノ口久智能○申新田及ヒ平田ノ西ニ方ル畠地タリ
古新田天無○大樹ノ南ニ方ル田地タリ
辰新田多都士○古新田ノ西ニ方ル家屋タリ
伊勢講田武天○古新田ノ南ニ方ル田地タリ
西新田無天武○伊勢講辰新田及ヒ樋ノ口ノ西隣ニアリ
畠地タリ
六甲許字○本村ノ全キ北部ヲ位メタル山岳タリ
笠ヶ塚加佐賀○本村中央ヨリ北部官林タリ
城山夜麻○同上

県庁ヘ西方三里半
武庫菟原郡役所ヘ東方毫里
深江組戸長役場ヘ西南方拾五町
芦屋小学校ヘ西北四町
四隣村元標ヘ
東 打出村ヘ拾八町
西 三条村ヘ六町 深江村ヘ拾五町
南 本村海岸ニ至ル七町
北 六甲山頂領ニ至ル弐里半
武庫郡西宮町元標ヘ東方毫里
菟原郡御影村元標ヘ西方毫里拾五町

字地總計五拾武個
但名称ノ変更ハ曾テ無之シト雖モ、現時ノ字数ヲ去ル
明治八年以前ニ対照スレハ其減省シタルコト七個タ
リ、之レ全ク八年改租ノ際字地ヲシテ合併セシメタル
個所アルニ因ル

元標○本村西南方字平足ニアリ
里 程
8 誌

水脉ハ北方ヨリ来ル二川アリ、一ハ西方ニ曲流シテ住吉
川ニ容ル之ヲ黒岩川トシ、一ハ本村中央ヲ貫キ南流シテ

海ニ注ク之ヲ芦屋川トス

全地形勢ヲ概別スレハ、其北部ハ連山重疊東西ノ両部ハ

土地高低概子田圃タリ、最南ハ海ニ面シ中央以北ハ人家
集合シテ情円形ナル一村ヲ為ス、其南方ニ国道第壹等道

路横通シ鉄道線路ハ東西ニ貫通シテ汽車往還スル所ト
ス、尙ホ最広ナル里道アルヲ以テ陸運ノ便既ニ尽セリト

云フヘシ、然レトモ海上漕輸ノ便ハ未タ開ケス

地 質

其色黒其質美惡混リ砂土燥湿肥培半々ナルカ故ニ旱稻、

殊ニ中稻ニ宜シク、麦ハ就中小麦及ヒ裸麦ニ最モ適シ、

桑茶ニ適セス

戸 数

本籍士族二百四拾五戸

寄留士族平民三戸 武戸

社 小社二座三座

小計五戸

牛 牝五拾三頭

馬 馬五拾五頭

舟 車

蒸氣船

風帆船

寺 浄土宗智恩寺

院末派壇宇

總計武百五拾三戸

他出寄留平民二戸 武戸

人 数

本籍男女族五百拾五口 五百拾七口

寄留男女族平民二戸 武戸

女土族五百三拾五口 五百三拾五口

小計毫千五拾武口

寄留男女族平民三口 三口

日本形船游船漁船荷船毫艘拾艘

総計拾艘

牛車式拾九輛

馬車

荷車小三輛三輪

人力車二人乘三輛三輪

総計三拾五輛

戸長役場

警察署

学校

芦屋小学校○本村ノ中央字開守ニアリ、東西拾兩間北拾

五間、積面百五拾坪、生徒男七拾武名女三拾名總計百武名、明

治六年八月十六日創立、芦屋村及ヒ三条村二ヶ村聯合

私立タリ

神社

天神社主武士無○本村ノ北方字間谷ニアリ、年号千支創建不詳ト雖モ明治六年村社ニ列セラレタリ

寺院

安樂寺阿武羅久○本村ノ中央字古屋敷ニアリ、安樂寺大甲山ト号ス、淨土宗京都智恩院末派トス、往古芦屋川ニ洪

水起リ堤防破壊シテ全村ノ舍屋ハ一夕ニ変シテ漢野ノ離ニ遭遇セン事アリテ為メニ已前ノ歴状ハ殆ント流失シテ知ルニ由ナシ、爾後觀応年間再建ス「建者名号不詳」之ヲ中興トス爾來依然衰廢ナシ

墓 地

埋葬地○本村ノ南方字辰新田ニアリ反別三畝拾武歩タリ

埋葬地○本村ノ中央字中ノ内ニアリ反別四畝廿七步タリ

埋葬地○字中ノ内ノ北隣字松ノ内ニアリ反別四畝武拾壹步タリ

埋葬地○本村ノ西北方字大僧ニアリ反別壹畝拾武歩タリ

火葬地○本村ノ中央字中ノ内埋葬地ト全地ニアリ

火葬地○本村ノ南方字辰新田埋葬地ノ内ニアリ

道 路

西国街道佐伊許久○国道第壹等ニ屬ス、本村ノ東方打出村ノ

境界字古新田ヨリ本村ヲ經テ西方深江村ノ境字樋ノ口
ニ至ル延長六町廿間巾式間タリ
芦屋街道弥○里道第壹等ニ属ス、本村ノ東方打出村ノ
境界字辰巳ヨリ本村ノ中央ヲ貫通シテ西方津知村ノ界
字傍示ニ至ル延長六町五拾間巾式間タリ
鐵道線路○本村ノ東方打出村ノ境界字芦原ヨリ来リ本村
ノ中央ヲ横通シテ西方三条村ノ界ニ達ス長サ六町三拾間
耕地
電信線路○本村ノ東方打出村ノ境界字芦原ヨリ来リ鐵路
ニ沿ヒ本村ヲ經テ西方三条村ノ界ニ達ス長サ六町三拾間
田有七百七拾八筆 反別四拾九町壹反三步
地価金四万九百式拾五円八拾五錢二厘
旧反別三拾七町七反五步
高三百七拾七石壹升三合
石盛六斗九升
烟民六百九拾六筆 反別五拾五町壹反八畝廿四步
宅地
石盛七斗三升
山 岳

地価金壹万三千式百六拾三円拾二錢六厘
旧反別三拾四町壹反二畝拾九步
高百三拾六石五升五合
石盛四斗
地価金六拾三円四拾四錢五厘
旧反別壹畝
高四升
石盛四斗
地價金七千三百廿六円拾三錢六厘
旧反別三町九反九畝九步
高式拾九石壹斗四升五合
石盛七斗三升
宅地
石盛七斗三升
山 岳

宅地有式百石拾筆 反別九町九反壹畝拾八步
地價金七千三百廿六円拾三錢六厘
旧反別三町九反九畝九步
高式拾九石壹斗四升五合
石盛七斗三升
山 岳

六甲山呂久許○本村ノ北方ニアリ頂嶺ヨリ四分シ東ハ鷺
林寺村ニ属シ西ハ三条村ニ属シ北ハ有馬郡湯山町ニ属
シ南ハ本村ニ属ス、高サ五拾五町周回壹万八千七百六
拾七間反別六百七拾二町 山脉北ハ湯山町ニ連リ東ハ
鷺林寺山ニ接シ西ハ三条山ニ連ル樹木生セス禿山或ハ
草山ナリ、登路二条一ハ本村芦屋谷ヨリ直路ニ上ル里
程式里拾町易ニシテ近シ、一ハ此中央ヨリ右ニ折レ滻
ケ谷ヲ經テ上ル里程式里拾八町険ニシテ遠シ、溪水一
条滻ケ谷ヨリ落モノ篠瀧トナリテ芦屋川ニ容ル、深
サ凡ソ毫尺余ヲ過キス巾三間平常ノ水体ハ急流ニシテ
透清ナリ

森林
笠ヶ塚官林加佐賀○本村ノ東北方字笠ヶ塚ニアリ、禁伐
東西百六拾七間半南北四百四拾四間反別廿四町七反八
畝六歩、北ハ六甲山ノ麓ニ接シ南ハ字間谷・津谷・山
坂及ヒ杖東ノ田圃ニ接シ東ハ打出村ノ境ニ至リ、西ハ
芦屋川ノ堤防ヲ以テ限ル大樹ナシ瘦松生スト雖モ其周
開音ニ武尺五寸長サ凡ソ三間ニ過キサルモノ而已

河渠
芦屋川阿志○水源ニアリ一ハ三条山ノ溪水ヨリ發シ、一
ハ本村北部六甲山ノ諸溪澗ヨリ來リ二流字大僧ニ相会
ス、然シテ本村中央ヲ貫通キ南流シテ海ニ容ル延長式拾
町最深三間最浅二尺最広八拾間三尺最狭拾間四尺、平
時ハ唯々細流ニシテ霖雨ニ忽チ大流ヲ見ル

桥梁
永保橋惠以和○本村ノ南方芦屋川ニ架ス国道第一等道路ニ
8 地誌

属ス、石造ニシテ長サ廿四間巾壱丈タリ
開守橋茂理○本村ノ中央芦屋川ニ架ス木造ニシテ長サ九

間巾八尺タリ
瓦器橋羅氣○本村ノ北方芦屋川ニ架ス木造ニシテ長サ八

間巾八尺タリ

堤 塘
芦屋川東堤阿志弥賀○芦屋川ノ東辺ニ沿ヒ本村ノ中央字

松ノ内ヨリ本村ヲ經テ南方海岸字西新田ニ至ル長サ武

拾町最高八間二尺最低六尺馬踏式間壱尺堤敷式拾間ニ

シテ水門式ケ所アリ〔水門及ヒ水量定杭等ハ無之〕

芦屋川西堤波尔斯賀○芦屋川ノ西辺ニ沿ヒ本村ノ中央字

開守ヨリ本村ヲ經テ南方海岸字樋ノ口ニ至ル長サ式拾

町最高八間最低五尺馬踏二間壱尺堤敷廿間〔水門及ヒ

水量定杭等ハ無之〕

原 野
渡 津
池 沼
物 産

米中稻力 錫年產出高千六拾三石九斗四升五合
麥裸麦及ヒ 錫年產出高四百五十石
綿小麦力適ス 壱ヶ年產出高壹万三千五拾貫目

素麵 壱ヶ年製造高壹万一千貫目
諸魚 壱ヶ年漁收高金八百八拾円

右ハ過半西宮町ニ輸出ス、而シテ陸路運輸至便ノ地タリ
ト雖モ、海上漕輸ノ便ハ未タ得タリト云フ能ワス

雜穀蔬菜草實等ノ類ハ地味不適ニシテ蓄セス、漸クニ

シテ昔ニ一村ノ消耗ニ充ルニ足ル而已ト雖モ働モスレハ

他國ノ輸入ヲ抑カサルヲ得ス

國 稅
租 稅

地租金壹千五百四拾六円四拾六錢三厘
船舶税金貳円拾五錢

車税金三拾七円五拾錢

牛馬壳買免許税金壹圓

鉱山税

酒造税

石盛六斗九升

烟反別三拾四町壱反廿九步

石盛四斗

宅地反別三町九反九畝九步

石盛七斗三升

総計反別七拾五町八反武畝三步

正租米三百武拾五石六斗二勺
正租金壹千六百七拾円卅二錢九厘

民 業
農ヲ業トスルモノ三百六拾五戸

農商兼業ノモノ百五拾戸

漁業ノモノ壱戸

工作ヲ業トスルモノ拾五戸

雜業ノモノ百拾戸

雜種税金百四拾二円三十錢

海外旅行券其他免許手数料
總計金六百三拾八円八拾三錢

地方税
地租割金三百拾七円七拾三錢

戸數割金百八円

營業税金七拾円八拾錢

雜種税金百四拾二円三十錢

總計金六百三拾八円八拾三錢

田反別三拾七町七反五步

【摂津国菟原郡三条村誌】〔「三条村誌」明治十七年（一八八四）〕

（表紙）

摂津国菟原郡三条村誌

摂津国菟原郡三条村誌
沿革

三条村夜宇佐武士○星霜今ヲ歴ル已ニ五百五拾四年則チ元徳

二年頃、五位源吾兵衛ナルモノ、開創ニシテ京都市街三条ト称ス町名ヲ取テ村号ト為ス「此由縁伝記ハ本

誌編末ニ附録ス」其後大正年度ニ至ル迄凡ソ武百四拾二年間経歴ノ蹟跡ハ絶ヘテ徵スルニ由ナシ、天正年間本条庄ニ属シ豊臣氏ノ直隸ニシテ大坂奉行片桐主膳

ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡ヒ徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ、寛永十二年戸田氏鉄濃州ニ転封スル所トナリ

青山幸成代テ領ス、后宝永八年桜井忠喬嗣テ領地トナレ、明和六年徳川氏此地ヲ收メ其直轄ノ地ト為ス世々

大坂奉行ノ管轄スル所タリ、徳川氏ノ大政ヲ奉還スル

明治元年尼ヶ崎藩ヲ置カル、此年二月兵庫裁判所ヲ設ケ之ヲ収ム、同年五月廢藩本県ヲ神戸港ニ置カル、同

四年全村奉テ之力管地ニ属ス、同五年本県区画第拾七

区ニ属シ全年之ヲ改メ六区ト為ス、同拾二年一月区

画ヲ廢シ更ニ菟原郡役所ヲ住吉村ニ置キ之力管地トナ

一本誌ハ昨明治拾六年一月布達丁第壹号及ヒ全第六号ニ照準シテ調査スルモノナリト雖モ、故ラ茲ニ沿革・疆域・地質・鉄道・墓地・道路・電線・森林・橋梁・河渠・堤塘、及ヒ民業等ノ別項ヲ掲ケ以テ尚キ精密ナル

実況ノ考拠ヲシテ満足タラシム

明治十七年四月

菟原郡深江組戸長

久保平兵衛謹誌

近 代 篇

- 700 -

第一種 拾壹筆反別四反四畝拾五歩
総計五百七拾五筆反別三拾五町三反五畝六歩

字 地

大平袁々○本村ノ西北部ヲ位ムル山岳タリ
車場久留○車場ノ東南麓ニ方ル山林及ヒ田地タリ

寺ノ内亘良能○車場ノ南方ニアリ田圃タリ
寺ノ内亘良能○車場ノ南方ニアリ田圃タリ

西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

岡ノ山夜麻○西畑波多○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ

リ、后十三年二月之ヲ武庫郡西宮町ニ移置セラル、則チ、本村ハ現時之力所轄タリ

疆 域

幅 員

東西式百四拾五間

〔附註〕東西凡平均百八拾間

南北九百拾五間

積面式百四拾五坪

飛 地

地種總計

官有地

第一種 三筆 反別九歩

第二種 八筆 反別六町八畝拾七步

第三種 十筆 反別六町八畝廿六步

第四種 十筆 反別六町八畝廿六步

第五種 十筆 反別六町八畝廿六步

第六種 五百六拾四筆反別三拾四町九反廿一步

第七種 五百六拾四筆反別三拾四町九反廿一步

会ノ下志多能 ○ 西畠ノ南方ニアリ田圃タリ
松本麻都 ○ 会ノ下ノ東北ニアリ田圃タリ
南垣内美奈美加 ○ 本村ノ中央ニアリ人家及ヒ田圃タリ
のよし能部 ○ 角田ノ北方ニアリ田圃タリ
信時能登伎 ○ 角田ノ北方ニアリ田圃タリ
畠内伎宇智 ○ 南垣内ノ東南ニアリ田圃タリ
小寄理余 ○ 西良手ノ西方ニアリ田地タリ
為ノ前麻多女能 ○ 五反田ノ北方ニアリ田圃タリ
地総計式拾個

里 程

元標○本村ノ中央字南垣内ニアリ
県厅へ西方三里拾式町
武庫菟原郡役所へ東方壹里拾七町
深江組戸長役場へ南方拾町(貼紙)四
芦屋小学校へ東方四町
四隣村元標へ
東方芦屋村へ六町
西方森村へ七町三拾五間

南方津知村へ七町式拾間

北方大平山ノ頂嶺ニ至ル拾三町
武庫郡西宮町元標へ東方壹里六町
菟原郡御影村元標へ西方壹里拾町

地 勢

山脈ハ北方ヨリ起り西走シ本村疆内北部ニ跨マルモノ唯
タ一嶺此ヲ大平山トス
水脉ハ北方ノ山間ヨリ来ル一条アリ芦屋村ノ山界ニ沿フ
全地形勢ヲ概別スレハ、西北部ハ山ヲ負ヒ以東南ハ土地
高低ニシテ概不田圃タリ、中央ノ東辺二人家集合シ鉄道
線路ハ南方ヲ東西ニ貫通ス、里道ハ直線ナルニ条アリ共
二人家ノ中間に連続シテ南ハ津知村ニ通シ西ハ森村ニ達
スルヲ以テ陸路運輸ノ便ハ敢テ遺憾トスル所ナシ

地 寶

其色黒其質美砂土処トシテハ豊穣肥沃ナリ稟稻ニ宜シ、
麦類ハ就中裸麦ニ最モ適シ桑茶ニ適セス

戸 数

本籍民四拾老戸
寄留
社小式座
寺真宗本願寺
寺末派眞言宗
総計四拾四戸

他出寄留
人 数
本籍男八拾老戸
女九拾五口
寄留
総計百七拾六口

他出寄留
牛 馬
牛牡式拾頭
牛牝式拾頭
馬

舟 車
郡役所

警察署
戸長役場
学校
神社
八幡宮神社波智麻
創建不詳
大山神社袁宇夜
建不詳
寺院
墓地
埋葬地
照樂寺志与
埋葬地
火葬地
源三ナルモノ開基創建ス

埋葬地○本村ノ北方字会ノ下ニアリ反別式敵歩タリ
照樂寺志与(貼紙)安三山○本村ノ北方字会ノ下ニアリ水無瀬庵ト号ス
埋葬地○本村ノ北方字岡山ニアリ反別式敵六歩タリ
眞言宗本願寺ノ末派トス文明三辛卯年二月十四日五位
火葬地○本村ノ北方字会ノ下埋葬地ノ内ニアリ
火葬地○本村ノ西方字岡山埋葬地ノ内ニアリ

道 路

津街
士○本村及ヒ津知村ノ往還道ニシテ東方字畦垣内ヨリ津知村ノ境界字十里ニ至ル延長百八拾間中六尺タリ

森街道理茂

○本村及ヒ森村ノ往還道ニシテ東方字南垣内ヨリ森村ノ境界字岡山ニ至ル延長式百四拾間中四尺タリ

鉄道

鐵道線路○本村ノ東方芦屋村ノ境字五反田ヨリ来リ南方

ヲ横通シテ森村ノ界字小寄ニ達ス長サ百八拾間タリ

電線

電信線路○本村ノ東方芦屋村ノ境字五反田ヨリ来リ鐵路

ニ沿ヒ本村ヲ経テ西方森村ノ界字小寄ニ達ス長サ百八拾間タリ

耕 地

田有三百三拾毫筆 反別拾五町三反毫畝

地価金毫万四千三百五拾三円廿五錢毫厘

旧反別拾武町九反九畝五步

高百七拾三石七斗五升二合

山 岳

大平袁良○本村ノ北方ニアリ頂嶺ヨリ三分シ北ハ本条九ヶ村所轄野山ニ属シ東ハ一帯芦屋村ニ属シ西南ノ二面ハ本村ニ属ス、高サ三百八拾間周回六百八拾間反別

拾四町毫反一畝四歩、山脉東北ハ芦屋村六甲山ニ連帶

石盛毫石三斗

宅地三拾六筆 反別毫町式反九畝拾五步

地価金九百五十拾六円四拾八錢八厘

旧反別四反八畝拾毫步

拾四町毫反一畝四歩、山脉東北ハ芦屋村六甲山ニ連帶

石盛毫石三斗五升七合

烟民百八筆 反別武町毫反三畝六步

地価金八百九拾九円五拾九錢九厘

旧反別九反二畝式拾六步

高八石九升九合

石盛八斗七升毫合

地価金毫万五千式百五拾式円八拾五錢

宅地

地價金九百五十拾六円四拾八錢八厘

旧反別四反八畝拾毫步

拾四町毫反一畝四歩、山脉東北ハ芦屋村六甲山ニ連帶

シ西ハ森山ニ連リ南ハ本村ノ田圃ニ接ス、樹木七町以

(ママ)登ハ生セスシテ裸山ナリ、登路一条字西畠ヨリ上ル路

程拾町、溪水一条字模谷ヨリ発シ曲流シテ高坐谷川ニ

容ル深サ式尺五寸巾三尺ニ過キス、平時ノ水体ハ緩流

ニシテ澄清ナリ

見ル

森林

塚穴ノ場民林奈能婆○本村ノ北方字塚穴ノ場ニアリ三等

林東南ノ両方ハ寺ノ内ノ田圃ニ接シ北ハ大平山ノ南

麓ニ接シ西ハ字吉コミニノ山林(附註)東西百拾間南北二十間

六間周回三拾式間積面六拾坪本村ノ用水トス田凡ソ(附註)毫反步

六拾四間積面百七拾五坪本村ノ用水トス田凡ソ(附註)毫反步

ノ灌漑二供ス

西畠池(附註)婆多○本村ノ西北方字西畠ニアリ二等林東南八字

会ノ下、網ノ山及ヒ岡山ノ田圃ニ接シ西ハ森村ノ山林(附註)南北百拾間反別九反五畝毫歩大樹ナシ瘦松生ス

西畠民林婆多○本村ノ西北字西畠ニアリ二等林東南八字

会ノ下、網ノ山及ヒ岡山ノ田圃ニ接シ西ハ森村ノ山林(附註)南北百拾間反別九反五畝毫歩大樹ナシ瘦松生ス

河渠(附註)許宇佐○本村ノ北方大平山ノ溪澗ヨリ発シ芦屋

村ノ境界ニ沿フテ南流シ字車場ニ至リテ芦屋川ニ会流

ス、本村内延長五町六間最広六間最狭式尺最深五尺最

南北式間周回七間積面(附第3)間數詳敷相違有之)三拾坪本村ノ用水トス、田凡六反歩ノ灌溉ニ供ス
西良手池羅豆○本村ノ南方字西良手ノ内ニアリ東西三間
南北五間周回拾六間積面拾五坪本村ノ用水トス、田凡ソ七反歩ノ灌溉ニ供ス
堤塘

物産

米晚稻
力適ス 壱ヶ年產出高三百五拾四石六斗四升
裸麦
麥適ス 力 壱ヶ年產出高七拾八石

素麵
壹ヶ年製造高壹千貫目

陸路運輸至便ニシテ素麵ハ西宮町ヲ繼テ京阪地方へ輸出
ス、此他蔬菜及ヒ果実ノ如キハ地味不適ニシテ著殊セズ
啻ニ一村ノ供給ニスラ足ラサルカ故ニ他國ノ輸入ヲ仰キ
以テ其消耗ニ充ツ

租税

國税

地租金四百拾壹円九拾六錢七厘

船舶税

酒造税

醤麴營業税

煙草税

証券印紙税

郵便税

代言免許料

度量衡税

版權免許料

海外旅行券其他免許手數料

總計金四百拾壹円九拾六錢七厘

地租割金八拾壹円五拾六錢九厘

地方稅

船税

牛馬完買免許税

会社税

度量衡税

海外旅行券其他免許手數料

總計金八拾壹円五拾六錢九厘

地租割金八拾壹円九拾六錢九厘

五位家由緒書

三條村開創由縁書寫

戸數割金拾六円

營業税金九円

雜種稅

總計金百六円五拾六錢九厘

皇都祖家

水無瀬 式部 五位上御藏米

同 苗 同 苗 同 苗

主計 米女 二男神原家繼

同 苗 玄吾 三男 北条家へ仕フ源

從我幼童 武道好父之言余背閑東江出北条家二仕、水無瀬源

吾義高名乘元徳二年高時公震威我諫言憤沒落眼前ニ有ント、終ニ北条離散シ諸國浪々身成当國徘徊之折節我幼年之時父家ニ召仕之永治郎ト言者ニ出合輩ニ物語シ、今此地ヨリ五町西ニ一ソノ小家有是江誘引シ是則チ永治宅也、爰ニ暫ク身止在時永治我向最早老武止安息永寿之恩ニ進ミ附子則此地ニ致家造永治住家モ此所ヘ引移リ、田畠開発農業仕僕父ノ住所、皇都三条ヲ村号トシ嚴重テ田畠旱損亡消ニ附テ我氏水無瀬父ノ官位五位ト改榮村ノ時ニ至而五位由繩末葉ニ為知シ書者也

(康) 永二癸未年正月二日

三條村祖 五位源吾兵衛義高(花押)

三條村誌終

8 地誌

農業ノモノ三拾六戸

旅館スルモノ壹戸

農薪炭ヲ業トルモノ壹戸

製造及ヒ力役ヲ業トルモノ三戸

總計反別拾四町四反拾二步
正租米百五拾石五斗壹升壹合二勺
正租金七百七拾二円拾二錢三厘

ニ集合シ四方ハ各田圃ニシテ数村ヲ超ヘテ北部ニ聳ユル
六甲山脉ノ一帯ヲ遙望ス、里道第一等道路ハ中央^{本村ノ}妙シク
以北ヲ横通シ陸路運輸便宜ノ地タリ

地質

其色黒其質砂土肥培半々ナリ中稻ニ宣シ、麦類ハ裸大共
ニ適シ桑茶ニ適セス

戸数

総計八頭

馬牛牡八頭

本籍平民武拾戸

寺社

牛馬

寄留

寺院

総計武拾戸

他出寄留

寺院

人數

日吉神社比斯^{トモ}○本村ノ中央字一ノ坪ニアリ年号干支創建

墓地

不詳

埋葬地○本村ノ南方深江村ノ内字南永井ニアリ反別四畝
廿四歩タリ、火葬地亦タ此内ニアリ

道路

寄留

旧西国街道伎佐○里道第壹等ニ属ス、本村ノ東方芦屋
伊許久村ノ界字保都ヨリ本村ノ中央妙シク以北ヲ貫通シ西方
森村ノ境字才道ニ至ル延長百武拾間巾武間、本道中間
ヨリ南北ニ折レ北ハ三条村南ハ深江村ニ連続スル支道
アリ

津知街道^{トモ}○三条村及ヒ深江村ノ往還道ニシテ本村ノ北
方三条村ノ境字六条ヨリ本村ノ中央ヲ貫通シテ南方深
江村ノ界字一ノ坪ニ至ル、北方字才道ノ北隅ニ於テ里
道第一等道路ニ会ス延長百三拾六間巾五尺タリ

鉄道

耕地

電線

石盛壠石三斗

石盛壠石五升

宅地有武拾四筆反別九反三畝三步

地価金六百八拾七円六拾二錢九厘

高九斗壠升七合

高九斗壠升七合

旧反別壠反步

高壠石三斗

山岳

森林

日吉官林○本村ノ中央ニアリ、日吉神社ノ境外官林ニシ
テ東西拾四間八分南北拾四間三分反別四畝步東南北ノ
三方ハ字一ノ坪ノ耕地ニ接シ西ハ津知川ノ東堤ヲ以テ
界ス、周回八尺長凡ソハ間ノ瘦松生ス

田民百八筆反別七町壠反五畝十二步
地価金五千九百廿七円九錢二厘

旧反別八町三反三畝拾四步

高百四石三斗三升三合

石盛壠石七升五合

烟有武筆反別七畝拾武步

河渠

三条村ノ田圃ニ灌漑シ残水相会シテ本村ニ来ル而シテ人家

ノ東辺ニ沿フテ南流シ深江村ヲ経テ海ニ注ク、本村内

延長百卅六間巾四尺、平時ハ細流ニシテ霖雨ニ澁流ヲ

見ル

津知橋都志○本村ノ中央妙シク以北津知川ニ架ス、里道第

壱等ニ属ス、石造ニシテ長七尺巾式間タリ

新池志○本村ノ東方字保都ニアリ、東西拾六間南北拾四

間周回六拾間積面式百式拾四坪本村ノ用水トス、田凡

ソ四町歩ノ灌漑ニ供ス

原野 渡津 港湾 堤塘

津知川東堤比賀志○津知川ニ沿ヒ本村ノ中央字一ノ坪

及ヒ六条ノ境角ヨリ起り南方深江村ノ界ニ至ル、本村
内延長六拾八間高サ四尺馬踏四尺堤敷五尺タリ〔水門
及ヒ水量定杭等ハ無之〕

津知川西堤波尔斯○津知川ニ沿ヒ本村ノ中央字六条及ヒ

才道ノ境角ヨリ起り南方深江村ノ界ニ至ル〔以下上二

同シ〕

物産

米中稻カ 壱ヶ年產出高八拾四石

麦大麥カ 壱ヶ年產出高拾石

此他產出スルモノアリト雖モ地味不適ニシテ蕃殖セス

×他國ノ輸入ヲ抑キ以テ一村ノ消耗ニ充ツ陸路運輸便

宜ナリ

民業

農業ノモノ拾九戸

農商兼業ノモノ壹戸

租税

地租金六拾武円九拾四錢一厘

鉱山税 酒造税 醬麴營業税 煙草税 証券印紙税

郵便税 訴訟郵紙税 代言免許料 船舶税 車税

会社税 牛馬完買免許税 度量衡税 版權免許料

海外旅行券其他免許手数料

総計金六拾二円九拾四錢壹厘

地方税

地租割金四拾二円拾三錢武厘

戸數割金八円

營業税金壹円

雜種税

総計金 五拾壹円拾三錢武厘

旧租高百六石五斗五升

田 反別八町三反三畝拾四步

石盛壱石壱斗七升五合

烟 反別七畝拾四步

石盛壱石五升

宅地 反別壱反步

石盛壱石三斗

総計反別八町五反廿八步

正租米八拾五石武斗四升

金四百三拾七円廿八錢壹厘

津知村誌終

生業にひかれて朝暮にあわたゞしく煤煙の巷に通ひ行く
ことが、かへつて美しい山水のふところへ私をいざなつ
て居る。

東海道本線の通つてゐる丘ぞひの道は、六甲山麓の傾斜
面を東にむかつて正しく貫いてゆく快さである。信越路
の芳巒を見て帰つた後は一心になつて六甲の峯を振りあ
おいで倦まなかつた。さらに伊豆・相模の海を知るにお
よむでは、また山麓から南にひろがる野の末にかがやき
みつる武庫湾に思慕の情を寄せてなほ足どころを知らな
い。そして遠くぶりかへつて思ひ越す時、ともすれば、
この芦屋村に蒼く美しい海のあることゝ、高くうらゝか
な山のあることゝを、忘れ様とすることの多かつたとい
時のあはれに空しかつた心の中の淋しさがしみぐゝとこ
み上げて来る。今はその淋しく空しかりし心をうるほは
すべく、山は、海は、ますゝ私に親しく、鮮やかに近
づき来るものゝ如く思はれる。朝の日ざしが照りそむる

頃の山を見ながらプラットホームに立つと、そこから、まっすぐに南の方に海の明るい一線が煙ってたゞよふ。駅の構内をはなれて、山はさへぎるものもなく窓の上に押せまつて来る。芦屋の駅は六甲山脉を眺めむにふさわしき野のたゞ中に置かれ、武庫湾の沖を賞でむにまた、にくからぬ丘のつづきに建てられた自然ありのまゝの舞台ではなからうかとまでに思ふ。雨霧の白くこめて来るのは、峯から谷へのなぞへと、さらうにうしろの峯のことがりへと、遠く退くいく山の一つにまとひつく雲あしのこまやかさ、その時にわけてさびしくしづかに見えるのは、もつとも野にちかひ峯の鷹尾山である。その峯のおくには、細いながらに滝がある。ふりけむる雨の中に、瀟々とひざき岩間を伝ふその水の音が、さながらに聞える。そしてその滝水の流れで川となる谷には、桜の花がさく、雨にちらされて川水の上に浮く花ひらのいくひらは、はては、武庫湾の潮の中へも、もまれ入らう、その時海は、空のはたへと一つになつて、たゞ帆ぶねのかげをほのかに浮かす、山のさびしき日には海はさらにさび

しさが深く、うるむだ帆かけはむしろあはれである。駅篇を出づる汽車の窓から、何時もこのおもひをくりかへす、近往にし日には此の山を、たゞ黒く凍え、白く崩れた山とのみ見てすぎた。その日の心を今はざんげの合掌の中に葬ひつゝ、新らしく眸を見はつてあふぐ、あらひくづされた谷のはざまの土の面にも、あたゝかな、焼りとふくよかな厚みのこもつて居るさまが、まさやかに見えて来る。嵐の音のさやかな朝は、わけても峯の岩ばが澄む。武庫川と枝川との分け行く堤に近づくにつれて次第に高まる道は遠ざかる六甲の山を、裾から峯まで、のこる限なく見せわたす。野の草にまぎれてなだれ終らうとする山の名残りがなめらかな青磁の盤をかたむけて、その下に群がる村の屋なみも共に傾斜をつくつてひろごる、空の色が、山にも、原にも、家にもうつて、それを見送り居るうちに、遠き信濃の川辺をおもひ起す日は、もつとも私の幸福の深い日とする。汽車の窓のすぐ下に、小さく大きく、さまぐに、もれ上つた、砂丘の数多く散ばつて居るのを見て、古いおくづきのたゞひかと云ふ、

やさしい心の友を私は持つ、まことに、今、汽車が武庫川の松なみにかゝらうとする前のしばらぐは、梢黒き細松のともしく生ふる砂の丘を目まぐるしいほども見る、その砂丘のめぐりの鍬を入れやうとせぬ草原つづきに、粉雪のちらりと舞ひ散つて居た如月ある日のゆふべのことを、たやすく忘れ度くはない、川を越して出づる東の野の下りぎわに、南の空をふと見るたまゆら、伊勢の海の阿漕の辺りの古い松原はてをまばろしに見ることが出来る。あまりに似かよふ磯松原のすがた、云ふまでもなく、その松のむかふに武庫湾の波の光りはほのめく、ある朝、この武庫川の堤を境として、西の野は晴れ透り、東の野は、濃い霧のこもつて沈むて居たのに逢つた。

山のあらしは、おほむね雨をなゝめに降らす、芦屋の駅への野道にゆきあふ此の村の生徒らが、おの／＼かざす傘は雨にむかつてかたむく、西芦屋、茶屋芦屋、岩ヶ平、三条と記した名を見ると、その子等が、あるは青い穂麦に雲雀なく丘よぎり、あるは竹むらのかげに桐の花おつ

る流れにそふて、雨にも通ふて来るかと愛しさが涌く、男の児も女の児も、共につぶらな目を見はつて、吹く麦笛の甘い音色が雨の空にしみひろごる。小さき村の中にさらりと小さく、取りわけたる色さまでなる地の名にも、おのづからおぼゆる親しさは、みな山水のうつくしさを背景とした小さきながらの地方色である。水々しい青菜つ葉を車につむで山ざか道を下る女がまだ剃りやらぬ眉のしたからわらつてよびかけるうしろ手には、菜つ葉と共に幼な子がのせられてある、子はまつたく赤ばかりの着物をきて、菜つ葉の中にうもれて居る、そして両手に抱へたおどろくほども肥へた蕪の葉がその子の頬を打つ、車のわきの字は、三条村の名をおぼろに示し、その下つて来た道を、椿や桐の木かけをよつて上ればいくほどもなく海にのぞむだ丘の上の村につく、谷水が夏も冬も鳴つて村中をめぐり、白雲が丘をこえて屋も夜も海へ流れる、海を見るべく行くになれた私は春ごとに苔の花さく、谷あひをよぢて終い椿の花をめぐまる。

百里二百里、旅路のはてに見むかふものゝなつかしさは

もとよりながら、朝暮に住むで見馴れたものゝ中から、更らに新たに見出すものゝ一つ凡ても有らば幸福である。六甲の峯と武庫の海の中にはさまたた丘の裾野にも、住み古るして十年に近づかうとする今、しみぐとその山、その海に愛を覚えて心の底から呼びかくる。山のとばり、海のゆりかご、二つの中に眠りつゝわがあることを、はつきりと認め得る、そのよろこびを讃め歌ふ、今の今を、寿ぐことは、もつとも楽しいことゝ思ふ。

五月四日記ス

芦屋草舎に於て

あとがき

昭和四十四年四月、市政施行三十周年記念事業の一として着手した「新修芦屋市史」編集事業は、四十六年十一月、「本篇」の刊行を行ない、ひきつづき資料篇刊行の作業に入り、五十一年三月「資料篇一（考古・古代・中世篇）」

の刊行をおえた。

周知のごとく芦屋市は戦後いち早く昭和二十六年十月から市史編集をはじめ、昭和三十二年三月までの六年間に「年表」「本篇」「史料篇第一」「史料篇第二」「史料拾遺」を逐次分冊刊行し、戦後の新しい時代における地方自治体による歴史編さんと先鞭をつけたのであるが、その後の著しい史学の進歩により、多くの新知見を加えた時点における市史編集は、単なる増補改訂におわるべきでないので、新しく書きあらためたために編集期間に意外に多くの時日を費さざるを得なかつた。その経緯は、各篇の「あとがき」に詳しく記されている。

今次刊行の「資料篇二」はこれにひきつづいて編集作業に入る筈であつたが、この時期に入つて諸般の事情により、やむなく編集作業を一応停止しなければならなくなつた。

しかし、市史編集事業開始以来、編集に参与した人びとの熱心な研究と、古記録・古文書を所蔵する方々の絶大なご協力によって調査を行ない、筆写また写真撮影などにより、市史資料として収集された多数の貴重な原史料の活用を図らねばならない任務と、既に公刊された本篇の近世・近代の章に敍述してある歴史事象の典拠を明らかにする学問上の責任が残されているので、私ども編集委員は、編集事業の一時停止はやむを得ないとして了解するとともに、後日早い機会に残余の編集業務を完遂し得るよう措置されたいことを当局に懇請した。当初か

らこの事業に熱意をもち、作業の専門的な性格に理解をもつて運営してくださった市長はじめ、当局の方々も同様な意図をもち、停止期間中における収集資料の保存・整理など必要な業務を社会教育文化課文化財係にて担当するよう特別措置を講じ、編集事業の継続は後日を期して行なうこととなつた。

幸いにして、昭和六十年が市制四十五周年に当るので、記念事業の一つとして未刊の「資料篇一（近世・近代篇）」の編集事業が取り上げられることになり、昭和五十九年度から編集作業の再開を見、編集室諸氏の努力によって短時日の間に待望された「資料篇二」の刊行を果し得たことは喜びに堪えない。本書の公刊により、市制三十周年記念に企画された「新修芦屋市史」が全三巻として完成した次第で、当初より編集委員の任にあたつたわれわれの感概は、まことに深いものがある。

二年間の編集期間は極めて短いが、五十一年度から五十八年度までの八年間の停止期間中に、文化財係による資料の分類・整理の作業がなされていたことが今次の編集に役立つことを忘れてはならない。その間、「資料篇一」編集以来、近世史料の探訪、原本校訂をはじめ、万般に亘る専門的作業に従事し、職員指導の労を惜しまなかつた田中豊氏のお働きについては感謝をもつて特記しなければならない。

近代篇については堀田暁生氏の指導によるところが多いことを記し感謝の意を表する。

市史編集の研究調査を補助するため、昭和五十九年五月から畠中みゆき・室谷公一が、昭和六十年四月から田中久子・岩谷純子がそれぞれ事務嘱託となつた。

また、「尼崎藩領芦屋村年貢量・率の変遷」表については、渡辺忠司氏に労を煩わした。

資料篇出版に際し、協力をうけた左記の方々をはじめ、記載し得なかつた多くの方々に深い謝意を表したい。

（順不同・敬称略）

国立公文書館・宮内庁書陵部・日本国有鉄道總裁室文書課・山口県文書館・神戸市立中央図書館・西宮市行政資料室・西宮市立郷土資料館・川西市役所・明石工業高等専門学校・甲南高等学校・阪神電氣鉄道株式会社・雄松堂出版株式会社・芦屋市三条会・妙福寺
井床利平・奥田竹四郎・加藤千春・河本巧・北野良祐・小阪正一・小阪清兵衛・五味清一・五味富治・五味博喜・阪口敏子・猿丸廉・猿丸義也・田富卓治・花岡秋子・左久美子・左吉宏・吉田美代子（以上五十音順）
おわりに、本書の印刷に際し、ナニワ印刷株式会社担当職員諸氏のご苦労に対し謝意を表する。

昭和六十一年三月

芦屋市史編集委員

武 藤 誠
有 坂 隆
末 中 哲
村 川 行 弘

新修芦屋市史 資料篇 2

昭和61年3月25日 印刷
昭和61年3月31日 発行

編集者 芦屋市史編集委員会
代表 武藤 誠

発行者 芦屋市長
松永精一郎

印刷者 大阪市北区天満1丁目9番19号
ナニワ印刷株式会社

発行所 芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所





